

**平成 31 年度 持続可能な循環資源活用総合対策事業
フードバンク実態調査事業**

報告書

令和2年3月

公益財団法人 流通経済研究所

目次

1	本事業の目的・内容
2	事業の実施結果
(1)	「フードバンクの活動状況」に関するアンケート等 調査結果報告
(2)	各フードバンク活動団体の活動概要
	事業実施者紹介

1 本事業の目的・内容

(1) 目的

本事業の目的は、食品関連事業者から発生する食品ロスの削減を促進するために今後有効と考えられるフードバンク活動について、運営上の課題を整理するに当たって、国内でフードバンク活動を行っている団体の実態調査を行うことである。

(2) 事業内容

① 事業目標

国内でフードバンク活動を行っている団体の実態を把握し、フードバンク活動についての運営上の課題を整理することである。

ア 国内でフードバンク活動を行っている団体の実態を提示する

- ・ 新たに活動を開始したフードバンクを含め、現在国内でフードバンク活動を行っている団体を把握する。
- ・ 現在国内でフードバンク活動を行っている団体を対象に調査を行い以下の項目等を把握する。
 - 活動状況の概要（例：活動団体数、活動内容・活動規模（取扱品目、取扱量等）
 - 運営の状況（例：契約整備、衛生管理、トレーサビリティ確保等）
課題とその対応（例：活動資金の確保、提供食品の確保、運営水準向上の取組、スタッフの確保・育成、行政との連携等）
 - 現在、食品提供を受けている食品関連事業者、およびその他事業者に関する情報
 - 農林水産省が公表している「フードバンク活動における食品の取扱い等に関する手引き」の認知・活用度、活用方法等
 - その他

イ 一連の調査結果から、フードバンク活動についての運営上の課題をとりまとめ、提示する。

② 調査研究の実施内容

ア フードバンク活動団体の把握

現在国内でフードバンク活動を行っている団体を、文献調査、デスクリサーチ、関係者ヒアリング等により把握した。

イ フードバンク実態調査の実施

現在国内でフードバンク活動を行っている団体の実態と、フードバンク活動についての運営上の課題に関する情報、「フードバンク活動における食品の取扱い等に関する手引き」の認知・活用等に関する情報をアンケート調査、ヒアリング等により収集し、得られた情報・知見をとりまとめた。

2 事業の実施結果

(1) 「フードバンクの活動状況」に関するアンケート結果報告

現在国内でフードバンク活動を行っている団体の実態と、フードバンク活動についての運営上の課題に関する情報等、フードバンク実態調査の結果を以下に示す。



「フードバンクの活動状況」に関する アンケート等 調査結果報告

令和2年3月



© The Distribution Economics Institute of Japan 無断転載を禁ず

目次

I 調査の概要

II アンケート結果

1. フードバンクの属性
2. フードバンクの食品取扱状況
3. 関係者間のルールづくり・オペレーションの状況
4. 品質衛生管理の実施状況
5. 食品取扱情報の記録・保存
6. 食品取扱量の拡大に向けたこれまでの取組と今後の課題
7. 「フードバンク活動における食品の取扱い等に関する手引き」について
8. クロス集計結果

III とりまとめ：フードバンク活動についての運営上の課題

I 調査の概要

© The Distribution Economics Institute of Japan 無断転載を禁ず

調査概要

1. 調査の目的

現在国内でフードバンク活動を行っている団体の実態、フードバンク活動についての運営上の課題に関する情報、および「フードバンク活動における食品の取扱い等に関する手引き」の認知・活用等に関する情報をアンケート調査等により収集し、得られた情報・知見をとりまとめた。

2. 対象者

令和元年6月～7月にかけ、弊所が同時点で活動実態があることを把握した全国のフードバンク〔(認定)特定非営利活動法人、任意団体、生協、社会福祉法人等〕

3. 調査依頼数 142団体

4. 回答数 116団体(回収率81.7%)

5. 実査期間 令和元年6月24日(月)～令和2年1月31日(金)

Ⅱ アンケート結果

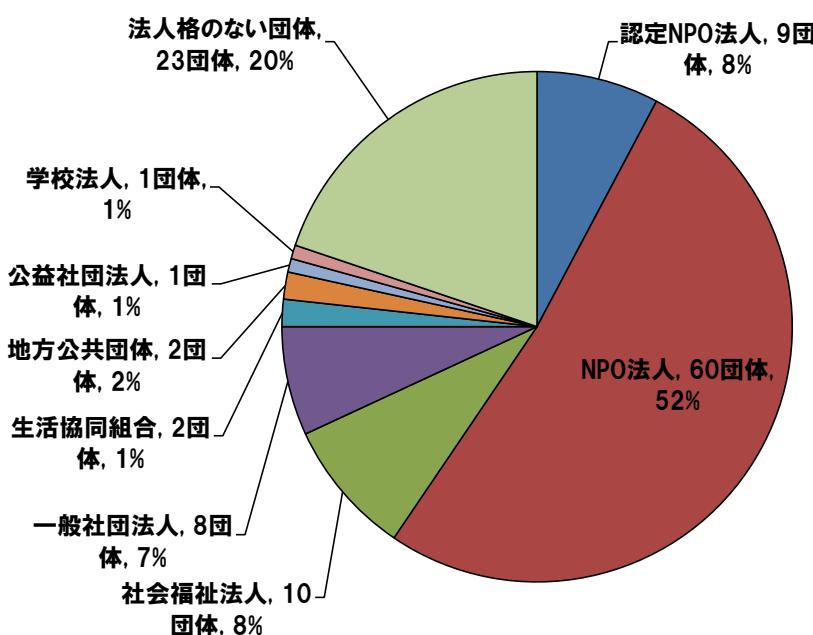
© The Distribution Economics Institute of Japan 無断転載を禁ず

1. フードバンクの属性

1. フードバンクの属性

(1) 法人格

- フードバンクの6割はNPO法人(認定NPO法人約1割を含む)である。
- 約1割が、社会福祉法人であり、1割強がその他の法人(一般社団法人、生活協同組合等)、及び地方公共団体が運営するフードバンクである。
- 2割は法人格のない任意団体である。



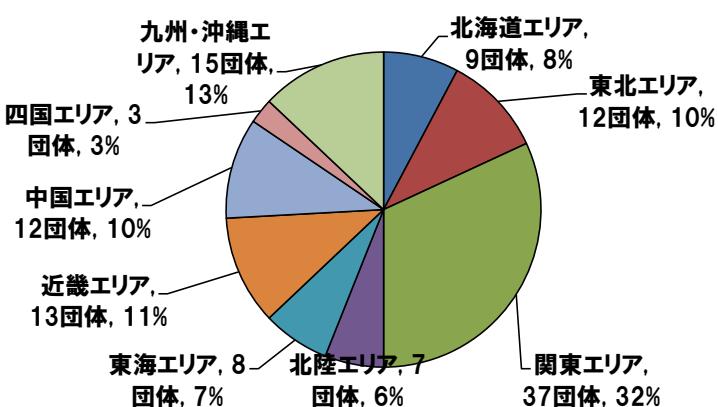
N=116

© The Distribution Economics Institute of Japan 無断転載を禁ず

1. フードバンクの属性

(2) 所在地

- フードバンクは44都道府県で1団体以上が活動しており、全国に存在している。
- エリア別では関東(37)、都道府県別では、東京都(9)、北海道(9)、神奈川(8)が多い。



N=116

※エリアの内訳

北海道エリア(北海道)

東北エリア(青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県)

関東エリア(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県)

北陸エリア(新潟県、富山県、石川県、福井県)

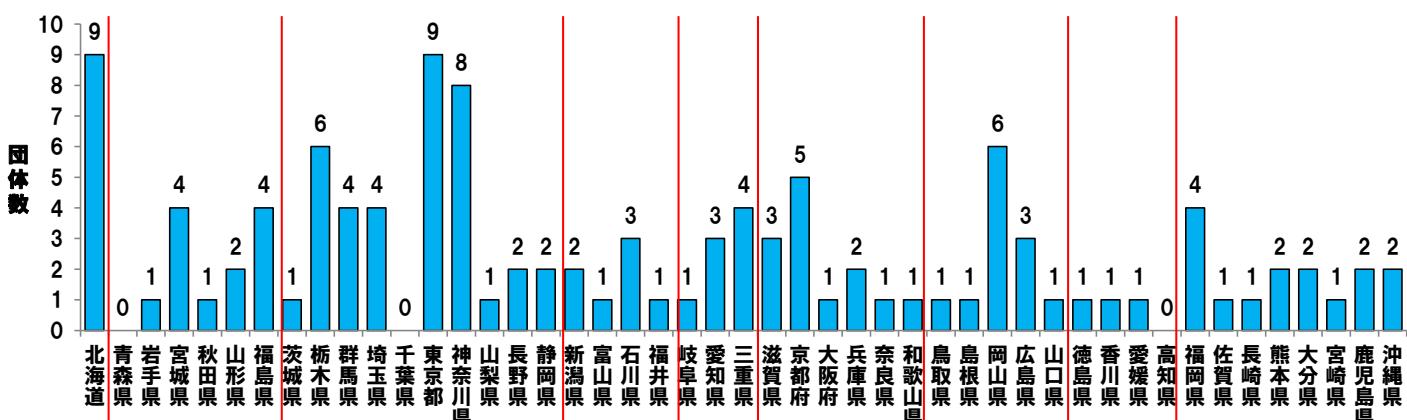
東海エリア(岐阜県、愛知県、三重県)

近畿エリア(滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山县)

中国エリア(鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県)

四国エリア(徳島県、香川県、愛媛県、高知県)

九州・沖縄エリア(福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県)



© The Distribution Economics Institute of Japan

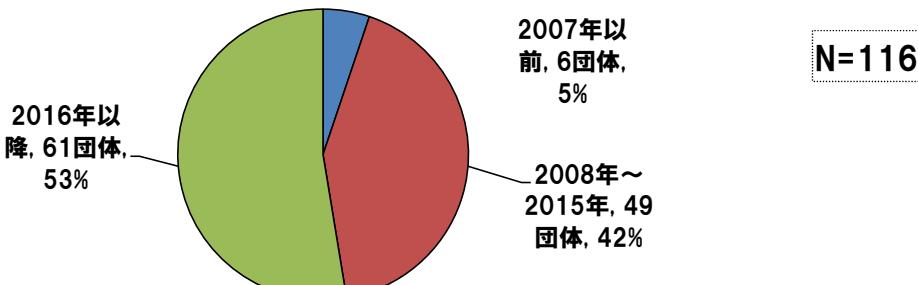
無断転載を禁ず

1. フードバンクの属性

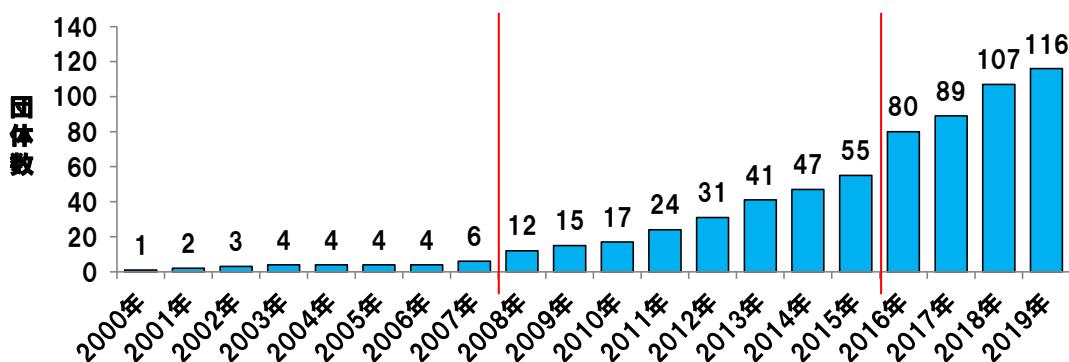
(3) フードバンク活動の開始時期

- 2007年以前に活動していたのは6団体であったが、2008年～2015年には49団体が活動を開始。2016年以降も61団体が活動を始めており、国内のフードバンク数は増加が続く。
- 活動を開始して2～3年の2016年以降の活動開始団体(61団体)が全体の半分強を占めている。

フードバンク活動の開始時期



国内のフードバンク団体数は増加が続く

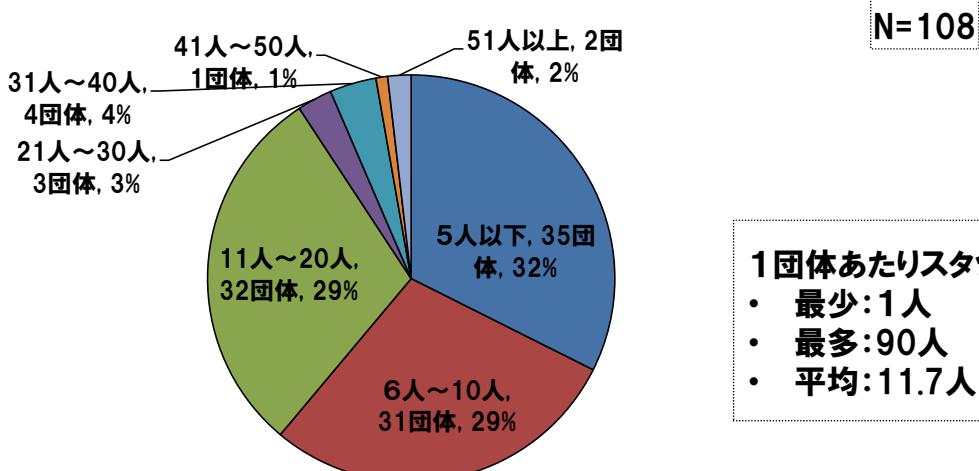


*回答116団体の内、活動開始年を回答しなかった団体については、次の処理に基づき活動開始年としている(1 前回調査で回答していれば、その回答内容を適用した。 2 前回調査の対象外だった団体は、「団体の設立時期」の回答年を「活動開始年」とした)。 © The Distribution Economics Institute of Japan 無断転載を禁ず

1. フードバンクの属性

(4) スタッフ総数

- スタッフ総数が「5人以下」、「6～10人」、および「11～20人」の団体が約3割ずつを占める。
- スタッフ総数が「21人以上」の団体は1割である。
- 最少団体のスタッフ総数は1人、最大団体は90人である。



*無回答2件、無効回答6件を除く(N=108)。

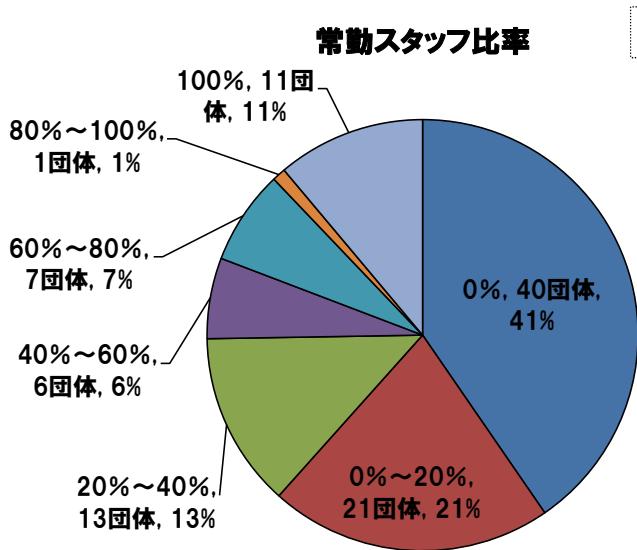
*「スタッフ総数」:団体代表者、常勤スタッフ、非常勤スタッフを含む活動に関わるスタッフの総人数。

また、社会福祉協議会やフードバンク事業以外の事業も手掛けるNPO法人のうち、本設問に対して、「全職員数」を回答したと見られる4件は除外した。

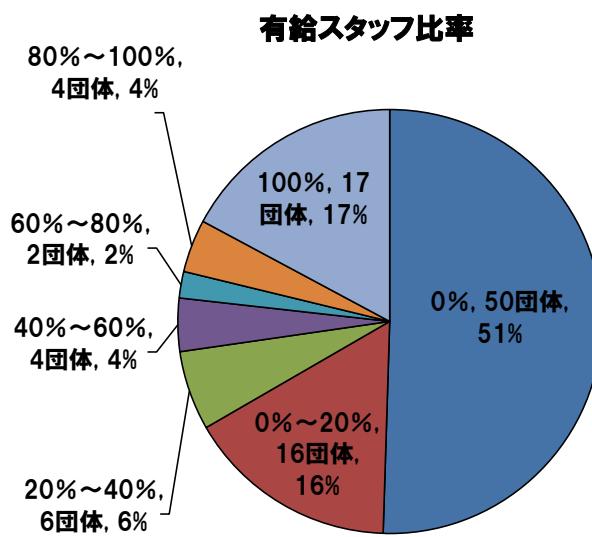
1. フードバンクの属性

(5) 常勤/有給スタッフのスタッフ総数に占める割合

- 常勤スタッフ／有給スタッフがいない団体が4割強～5割強を占めている。
- 常勤スタッフ／有給スタッフの比率が40%超の団体が25%強あった。
- 常勤スタッフ比率100%の団体が1割強、有給スタッフ比率100%の団体が2割弱あった。



N=99



N=99

*「常勤スタッフ比率」:各団体において、週32時間以上勤務するスタッフの人数が、スタッフ総数に占める割合。

*「有給スタッフ比率」:各団体において、有給スタッフの人数が、スタッフ総数に占める割合。

*「常勤スタッフ比率」、「有給スタッフ比率」の算出に必要な項目のいずれかが無回答等のために、算出できなかった団体を除く(N=99)。

*円グラフのデータラベルのうち、「0%~20%」～「60%~80%」は「0%超～20%以下」～「60%超～80%以下」を、「80%~100%」は「80%超～100%未満」を示す。

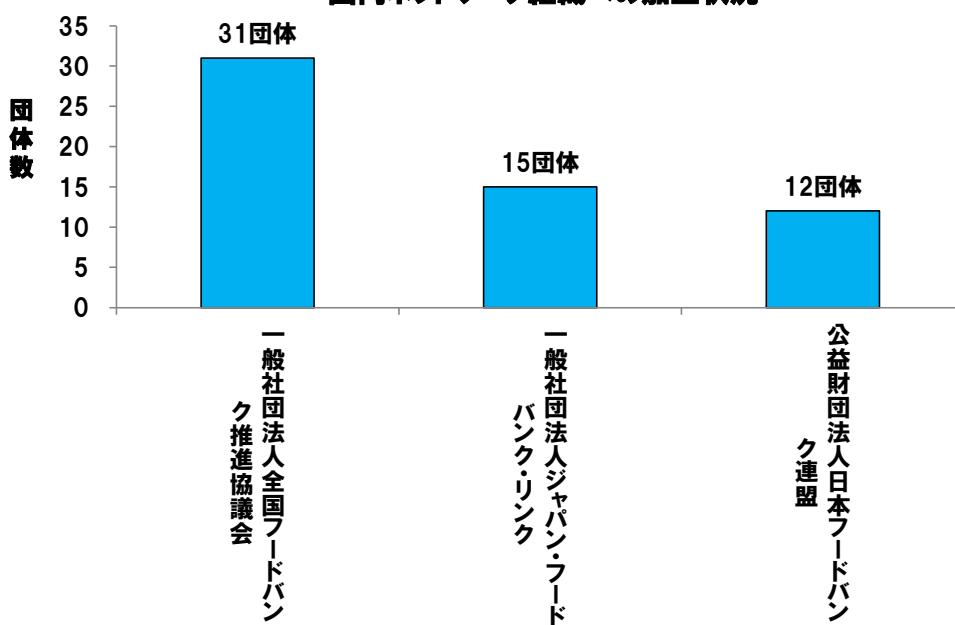
© The Distribution Economics Institute of Japan 無断転載を禁ず

1. フードバンクの属性

(6) 国内ネットワーク組織への加盟状況

- フードバンクの国内ネットワーク組織への加盟状況は、一般社団法人全国フードバンク推進協議会が最多で31団体が加盟。次いで一般社団法人ジャパン・フードバンク・リンクに15団体、公益財団法人日本フードバンク連盟に12団体、それぞれ加盟している。
- 3つのネットワーク組織への加盟団体数は合計57団体(のべ)であり、加盟率は50.0%である。

国内ネットワーク組織への加盟状況



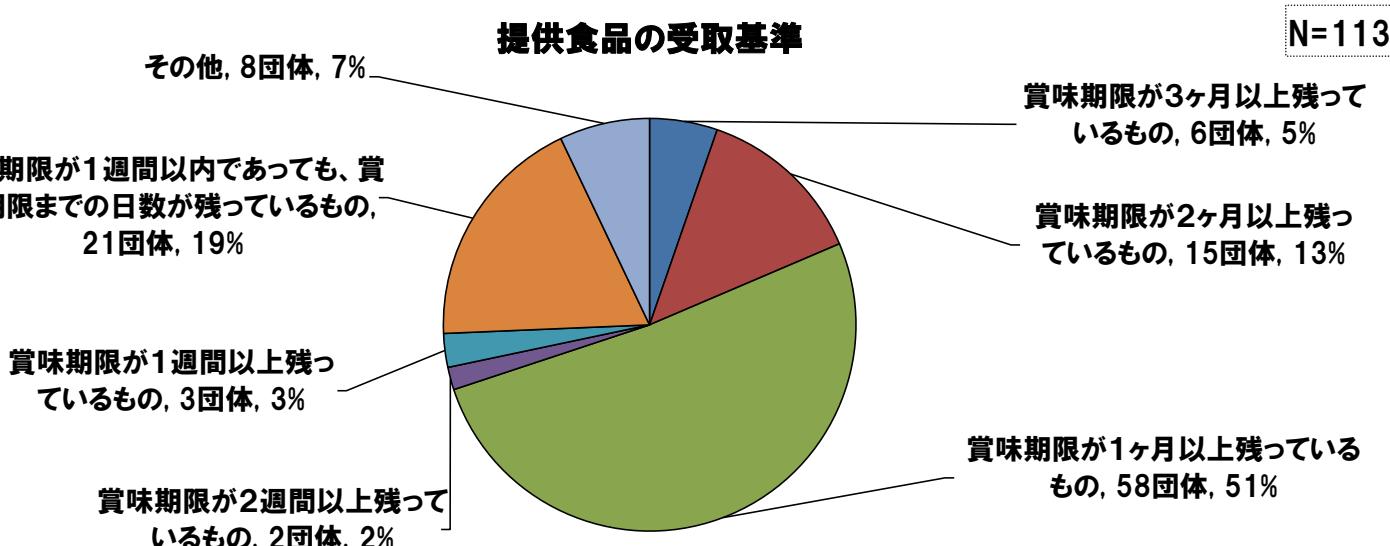
N=116

© The Distribution Economics Institute of Japan 無断転載を禁ず

1. フードバンクの属性

(7) 提供食品の受取基準

- 提供食品の受取基準は、「賞味期限が1ヶ月以上残っているもの」と設定しているフードバンクが最も多く、5割強を占めている。
- これよりも厳しく「賞味期限が3ヶ月以上残っているもの」を基準とする団体の構成比が6%、「賞味期限が2ヶ月以上残っているもの」を基準とする団体は1割強である。
- 一方、できる限り食品を捌くことに努める方針のもと、「賞味期限が1週間以内であっても、賞味期限までの日数が残っているもの」という基準で運営しているフードバンクも2割強ある。
- 「その他」は、おもにケースバイケースで受け取るかどうか判断しているフードバンクである。



* 無回答3団体を除く(N=113)。

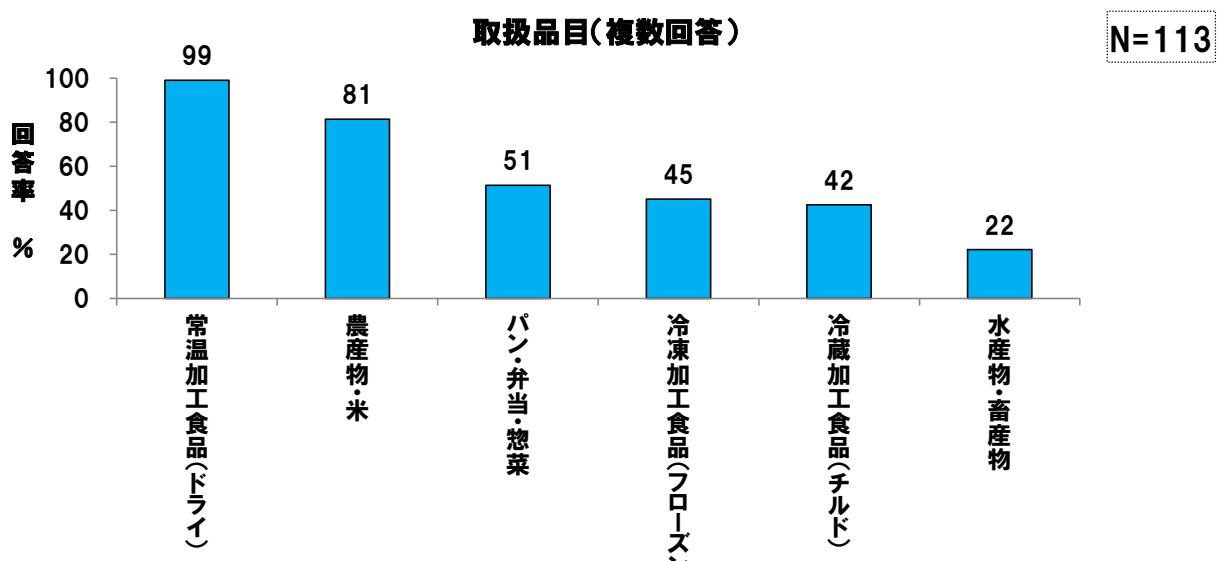
© The Distribution Economics Institute of Japan

無断転載を禁ず

1. フードバンクの属性

(8) 取扱品目

- フードバンクで最も扱われている食品は「常温加工食品(ドライ)」で、取扱率はほぼ100%である。次いで「農産物・米」が多く、8割強の団体が扱っている。ただし、米のみを扱い、野菜を扱っていない団体もある。
- 5割強の団体が、「パン・弁当・惣菜」を扱っている。
- 4割を超える団体が、「冷凍加工食品(フローズン)」「冷蔵加工食品(チルド)」を扱っているが、5割には満たない。
- 「水産物・畜産物」の取扱いが最も少なく、2割強の団体が扱っている。



* 無回答3団体を除く(N=113)。

© The Distribution Economics Institute of Japan

無断転載を禁ず

2. フードバンクの食品取扱状況

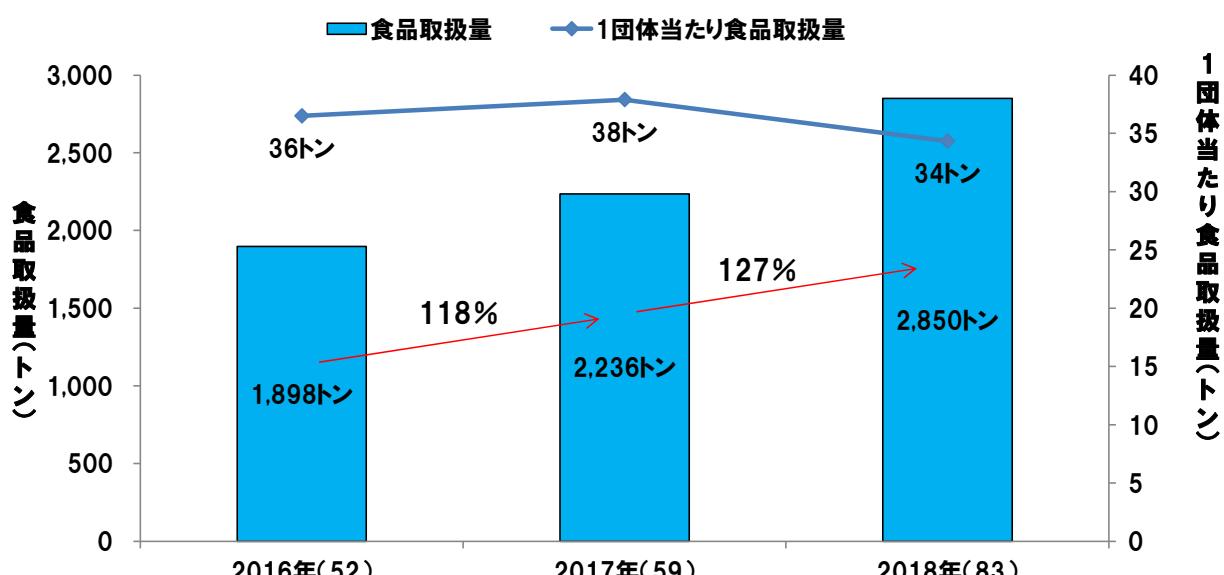
© The Distribution Economics Institute of Japan 無断転載を禁ず

2. フードバンクの食品取扱状況

(1) フードバンクの食品取扱量

- フードバンクの2018年の食品取扱量は2,850トン(取扱量の回答のあった76団体の合計)であった。
- 食品取扱量の対前年比は、2017年が118%、2018年が127%である。
- 1団体当たり食品取扱量は、30トン台でほぼ横ばいに推移している。

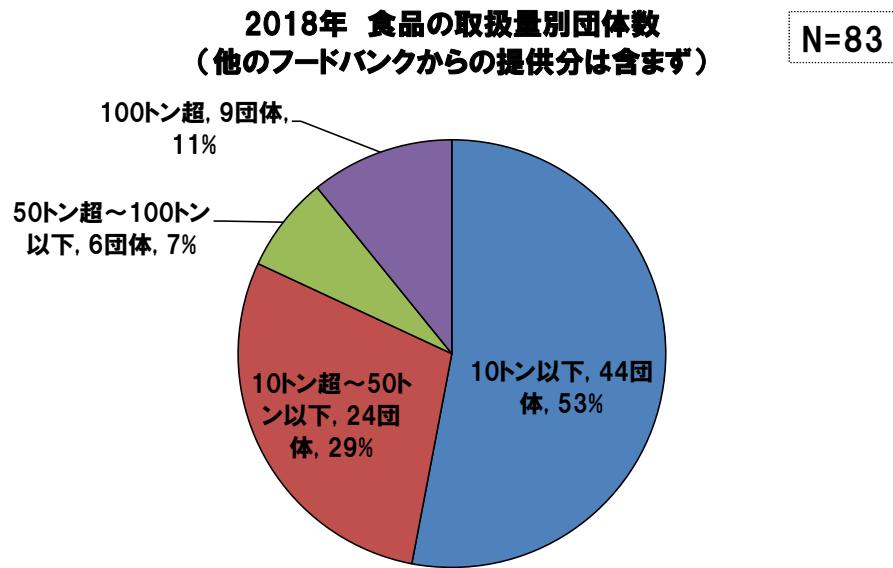
フードバンク団体の食品取扱量(他のフードバンクからの提供分は含まず)



2. フードバンクの食品取扱状況

(1) フードバンクの食品取扱量－食品の取扱量別 団体数

- 取扱量10トン以下のフードバンクの構成比は5割強である。
- 取扱量が10トン超～50トン以下の構成比が3割弱である。
- 取扱量が50トン超～100トン以下の構成比が1割弱である。
- 取扱量が100トン超の構成比が1割強である。



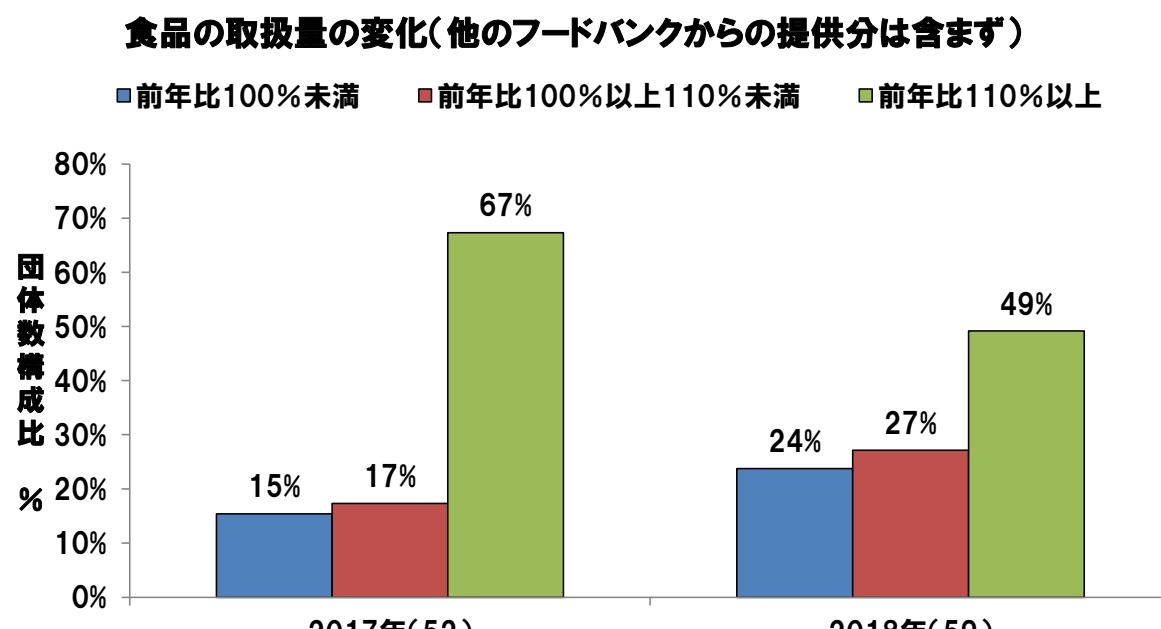
* 各年の()内数値は、取扱量の回答があったフードバンク数。各年とも無回答、及び取扱量「0」回答のフードバンクは、集計対象外とした。

© The Distribution Economics Institute of Japan 無断転載を禁ず

2. フードバンクの食品取扱状況

(1) フードバンクの食品取扱量－フードバンクの食品の取扱量の変化

- 2017年は約84%のフードバンクが、2018年は約76%のフードバンクが食品の取扱量(他のフードバンクからの提供分を含まず)を増やした。
- 両年とも、食品取扱量を増やした団体の過半数以上で、対前年110%以上の増加となっている。
- 「前年比110%以上」のフードバンクの構成比は、2017年の67%から、2018年は49%に低下した。



* 各年ごとに前年比較のできるサンプルのみ集計。

* 各年の()内数値は、集計対象フードバンク数。各年とも無回答、及び取扱量「0」回答のフードバンクは、集計対象外とした。

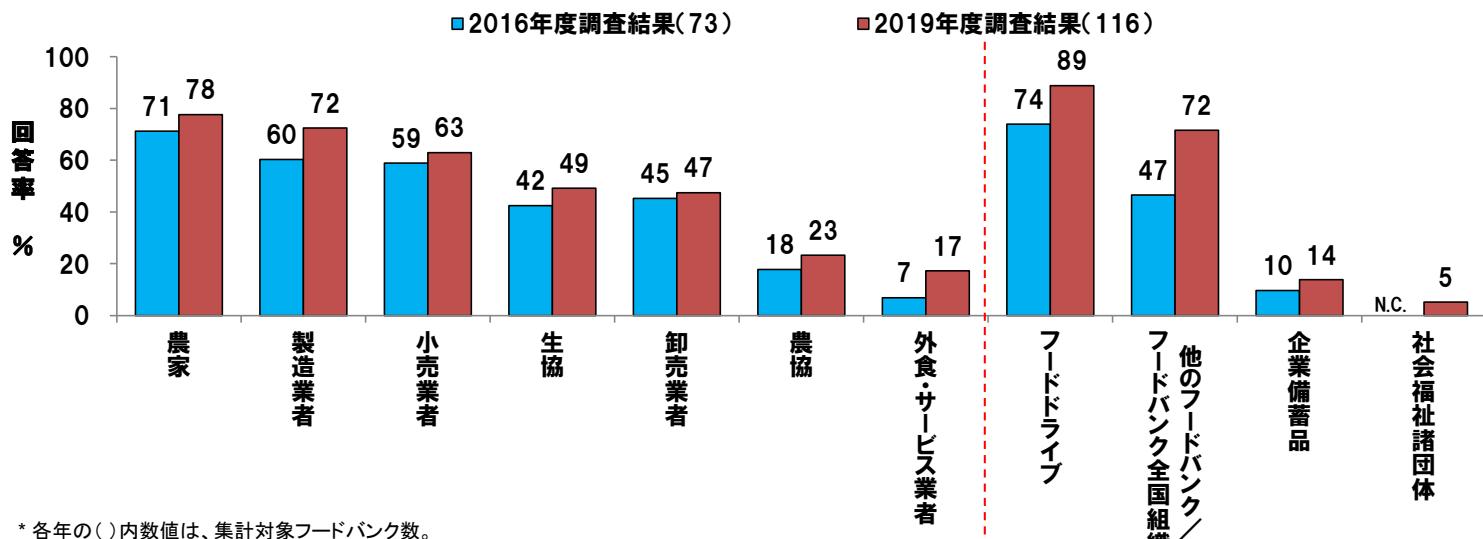
© The Distribution Economics Institute of Japan 無断転載を禁ず

2. フードバンクの食品取扱状況

(2) 食品提供者の種別(複数回答)

- 食品関連事業者の業種別に見てみると、農家、製造業者、小売業者、生協、卸売業者の順に提供を受けている割合が高い。
- また、「他のフードバンク／フードバンク全国組織」から提供を受けている団体は約7割である。
- 2016年度調査結果と比べ、各提供先からの提供率はいずれの業種等においても高まっている。

食品提供者の種別(複数回答)



* 各年の()内数値は、集計対象フードバンク数。

* グラフは、2019年の回答率の降順。

* 「サービス業者」とは、食品を提供するサービス業である葬祭場、パチンコ業者等である。

* ここでの「社会福祉諸団体」とは、行政機関、社会福祉協議会、フードバンク以外のボランティア組織、寺院、教会等を指す。

* 「フードドライブ」は、個人の団体への持ち込み、フードドライブボックスからの回収、行政・企業・学校等が主催し行われ集められて提供されたもの等の全てを含む。

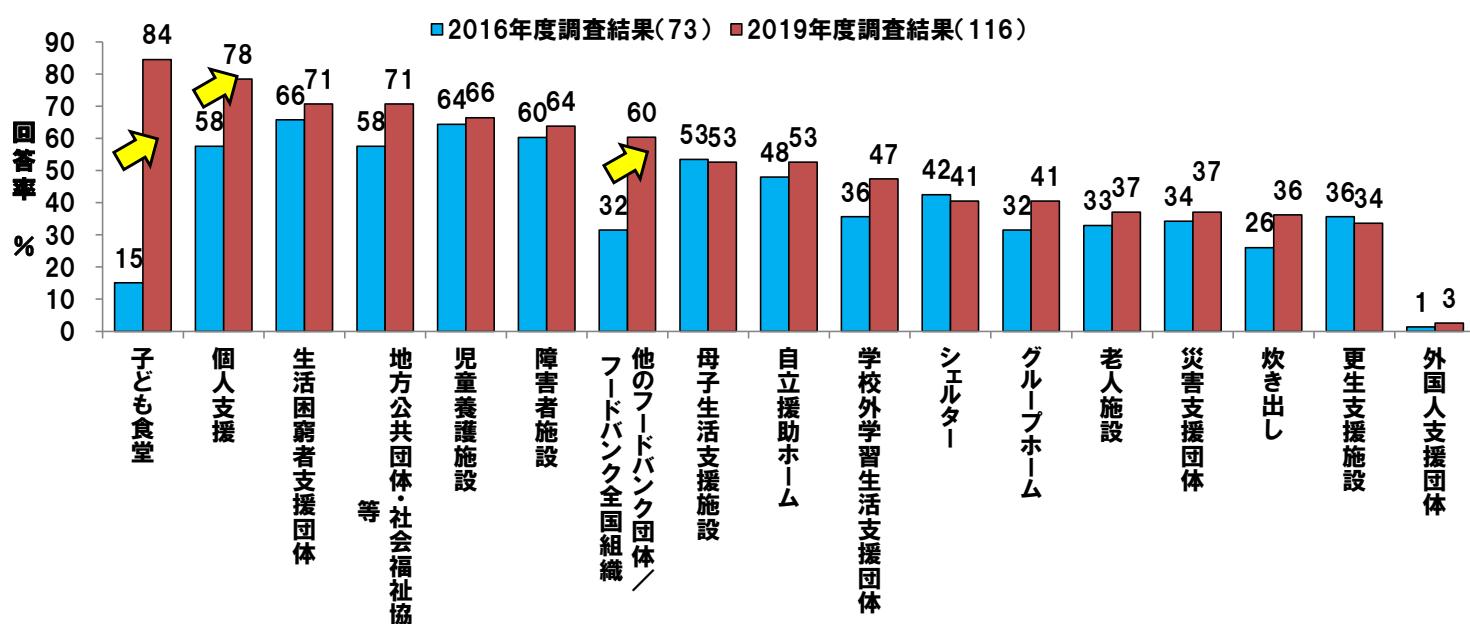
© The Distribution Economics Institute of Japan 無断転載を禁ず

2. フードバンクの食品取扱状況

(3) 食品受取先の種別(複数回答)

- 食品受取先は、「子ども食堂」「生活困窮者支援(個人支援、生活困窮者支援団体)」「地方公共団体・社会福祉協議会等」「児童養護施設」が6割超と多い。
- 「他のフードバンク／フードバンク全国組織」への提供を行っている団体は6割である。
- 「子ども食堂」「他のフードバンク／フードバンク全国組織」「個人支援」は2016年度調査から2割以上も回答率が上昇するなど、受取先構成は変化し、フードバンクの活動のあり方も変化していると考えられる

食品受取先の種別(複数回答)



* 各年の()内数値は、集計対象フードバンク数。

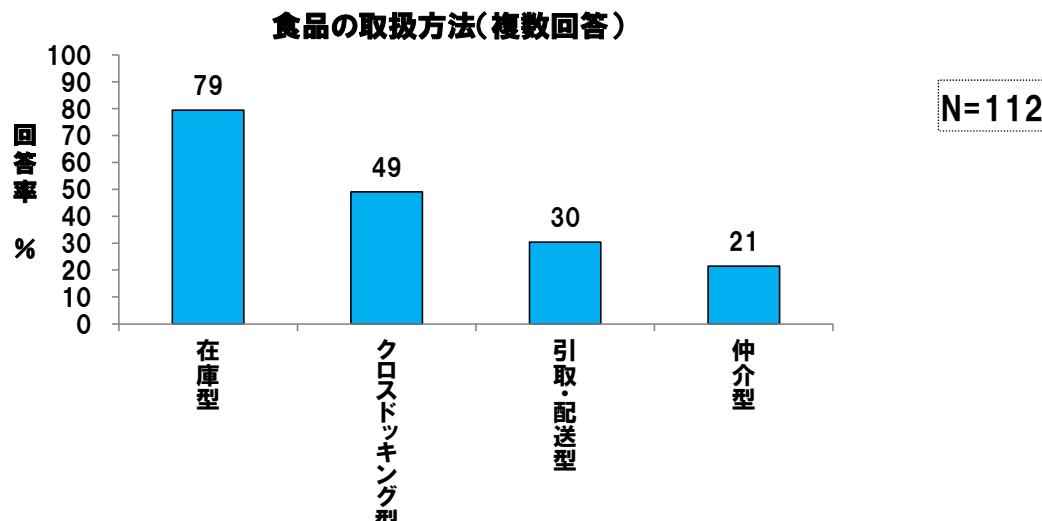
* グラフは、2019年の回答率の降順。

© The Distribution Economics Institute of Japan 無断転載を禁ず

2. フードバンクの食品取扱状況

(4) 食品の取扱方法（複数回答）

- 8割弱のフードバンクが「在庫型」の食品取扱を行っている。
- 5割弱のフードバンクは「クロスドッキング型」の食品取扱を行っている。
- 3割のフードバンクは、配送費がかさむ「引取・配達型」の食品取扱を行っている。
- 2割強のフードバンクは、配送負担のない「仲介型」の食品取扱を行っている。



* 無回答者は集計から除外。

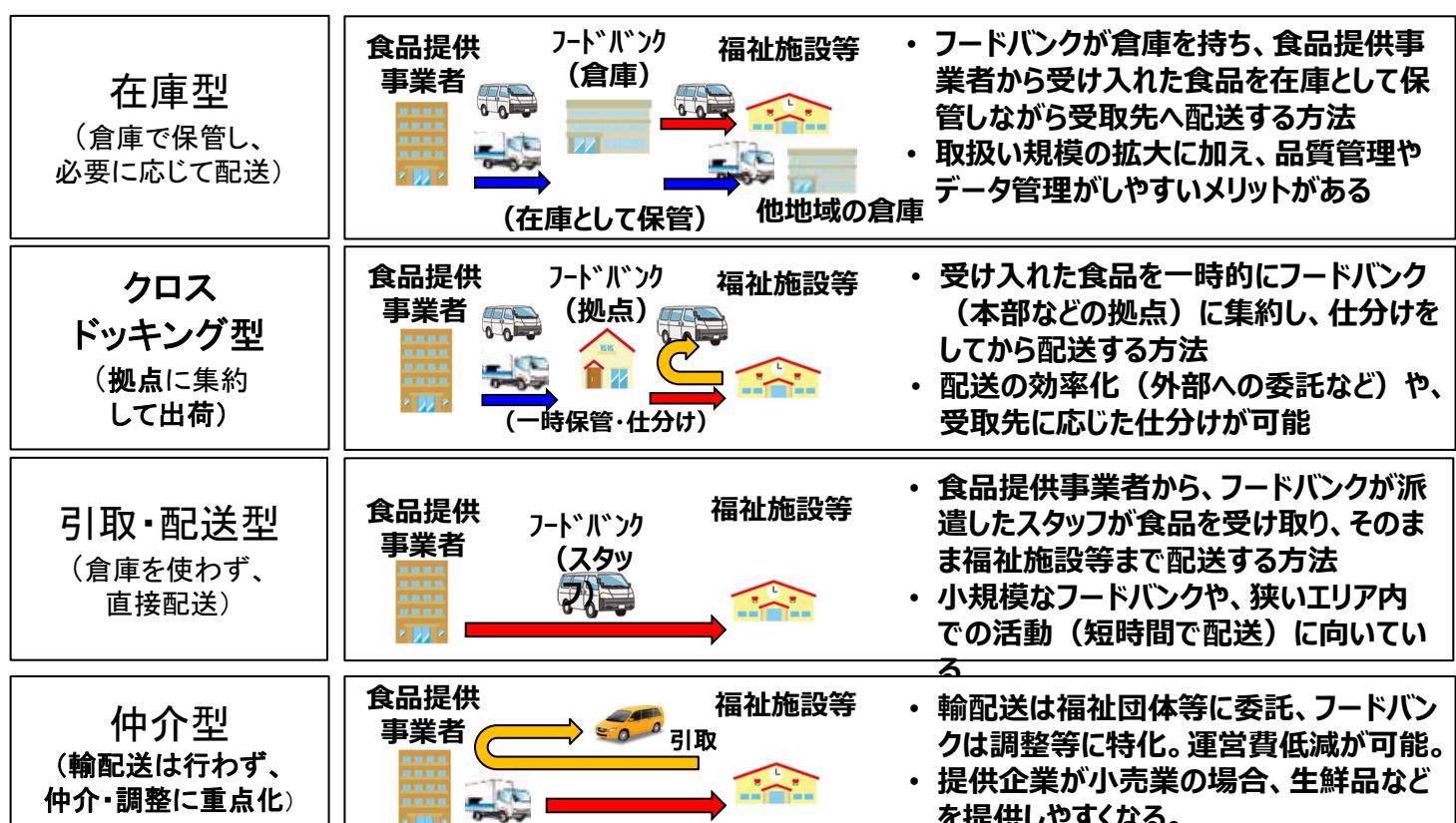
食品の取扱方法	内容
在庫型	フードバンクが倉庫を持ち、食品提供者から受け入れた食品を在庫し、食品受取先へ配達する方法
クロスドッキング型	フードバンクが提供された食品を拠点に受け入れ、集約・仕分けし、食品受取先がそこまで引き取りにくる方法
引取・配達型	フードバンクが、食品提供者に出向いて食品を受け取り、食品受取先へ配達する方法
仲介型	フードバンクは、食品提供者と食品受取先の受取数の調整・連絡等の業務に特化し、食品受取先が食品提供者まで引き取りに出向く方法

© The Distribution Economics Institute of Japan 無断転載を禁ず

2. フードバンクの食品取扱状況

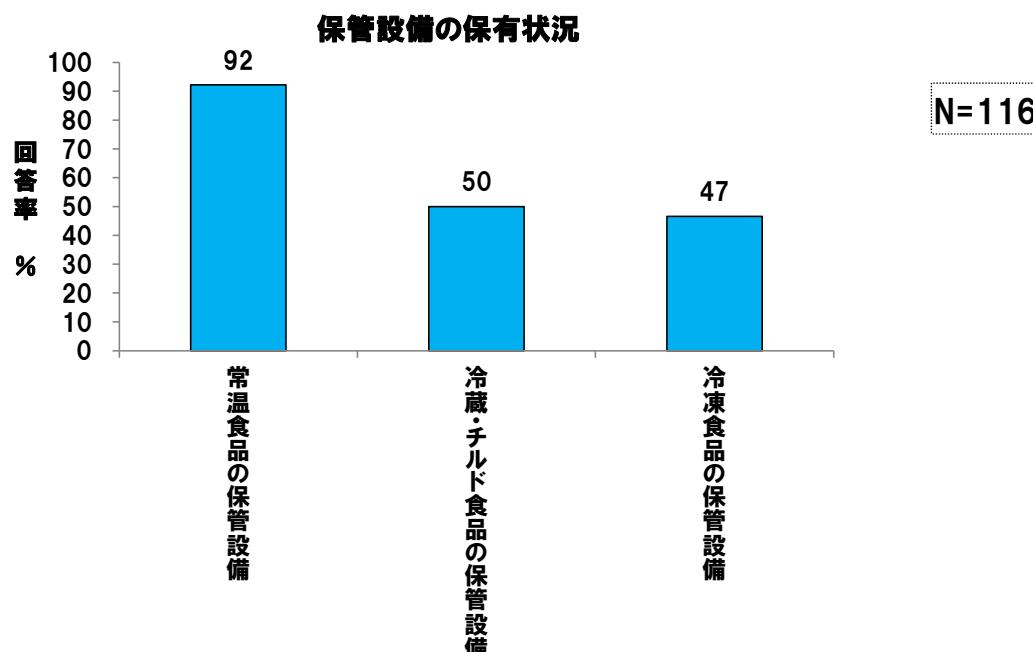
(4) 食品の取扱方法（複数回答）－図解：食品の取扱方法によるフードバンクの分類

- 取扱食品や、団体規模などに応じて、主として4つのパターンがあります。



2. フードバンクの食品取扱状況 (5) 保管設備の保有状況

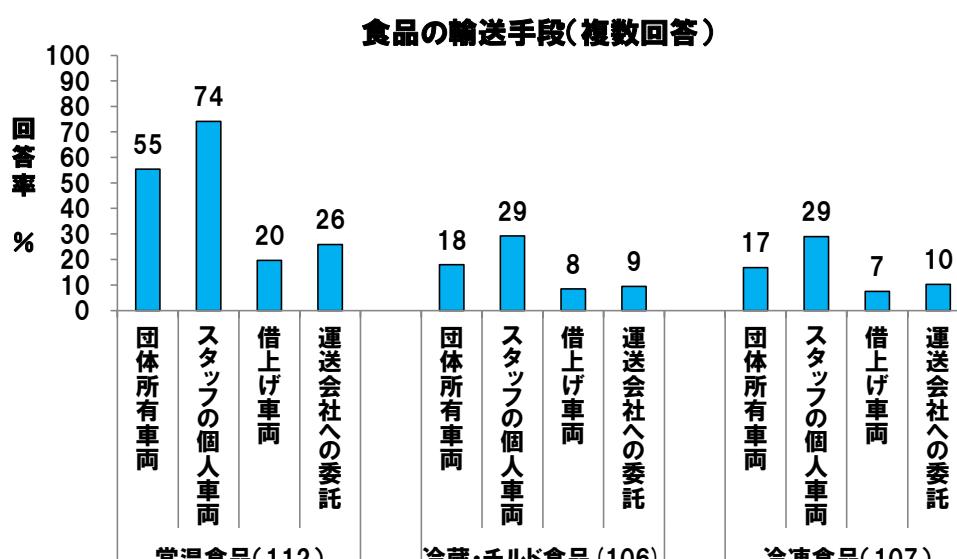
- ・ 9割強のフードバンクが、「常温食品の保管設備」を保有している。
- ・ 一方、「冷蔵・チルド食品の保管設備」「冷凍食品の保管設備」を保有しているフードバンクは約5割である。



© The Distribution Economics Institute of Japan 無断転載を禁ず

2. フードバンクの食品取扱状況 (6) 食品の輸送手段

- ・ 3温度帯(常温・冷蔵・冷凍)別では、常温食品の輸送手段の設問回答率が高く、冷蔵・チルド食品、及び冷凍食品の回答率が低い。
- ・ 3温度帯とも、最も回答率が高い輸送手段は「スタッフの個人車両」で、次いで「団体所有車両」「運送会社への委託」「借上げ車両」の順となっている。
- ・ 団体所有車両で輸送を実施しているのは、常温食品は55%、冷蔵・チルド食品、及び冷凍食品は2割弱である。



* ()内の数字は本設問への回答者数である。回収数は116だが、本設問に対する無回答を除外し、集計している。

* 「借上げ車両」は、レンタカー、連携機関等(社協等)の車両、食品提供先の車両、他のフードバンクの車両を含む。

* 「運送会社への委託」は、宅配便、郵送を含む。

© The Distribution Economics Institute of Japan 無断転載を禁ず

3. 関係者間のルールづくり・ オペレーションの状況

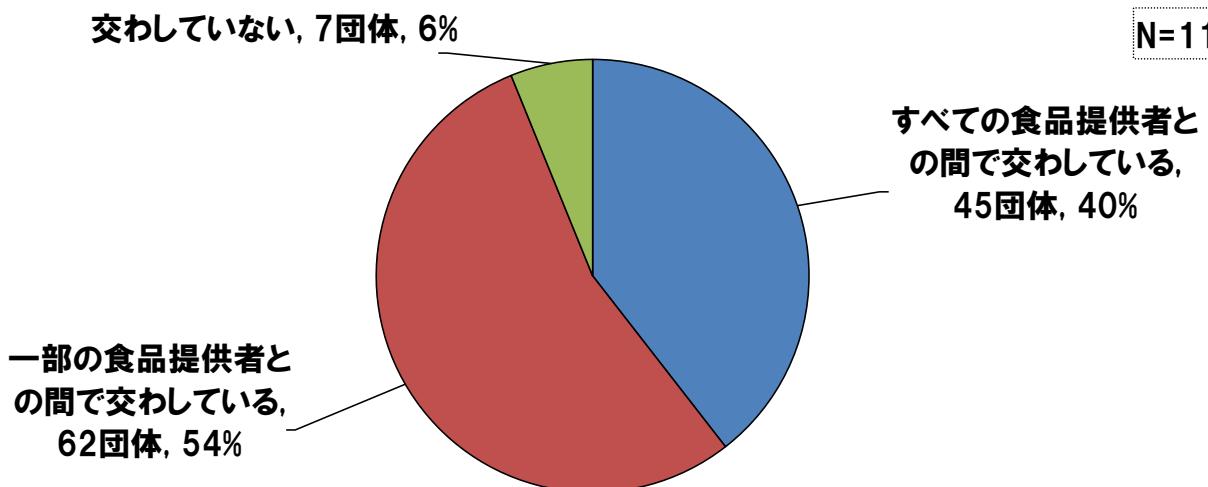
© The Distribution Economics Institute of Japan 無断転載を禁ず

3. 関係者間のルールづくり・オペレーションの状況

(1) 食品提供者との契約書・合意書の締結状況

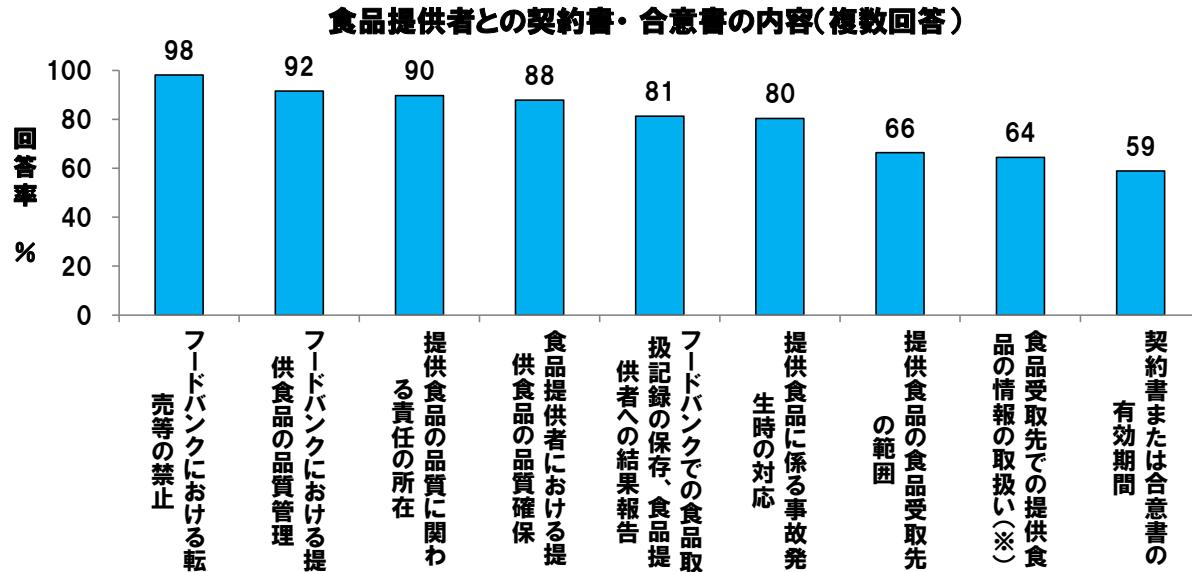
- ・ 契約書・合意書を「すべての食品提供者との間で交わしている」フードバンクは、4割である。
- ・ 回答した114団体中、7団体は、食品提供者と契約書・合意書を締結していない。

食品提供者との契約書・合意書の締結状況



* 無回答2団体を除く。

3. 関係者間のルールづくり・オペレーションの状況
(2) 食品提供者との契約書・合意書の内容(複数回答)
- 食品提供者とフードバンクが締結している契約書・合意書の約9割以上で、「フードバンクにおける転売等の禁止・提供食品の品質管理」「提供食品の品質に関する責任の所在」「食品提供者における提供食品の品質確保」に関する内容が盛り込まれている。
 - 一方、「フードバンクにおける提供食品の取扱記録の保存、食品提供者への結果報告」「提供食品に係る事故発生時の対応」は約8割、「提供食品の食品受取先の範囲」「食品受取先での提供食品の情報の取扱い(※)」「契約書または合意書の有効期間」は2／3以下にとどまっている。



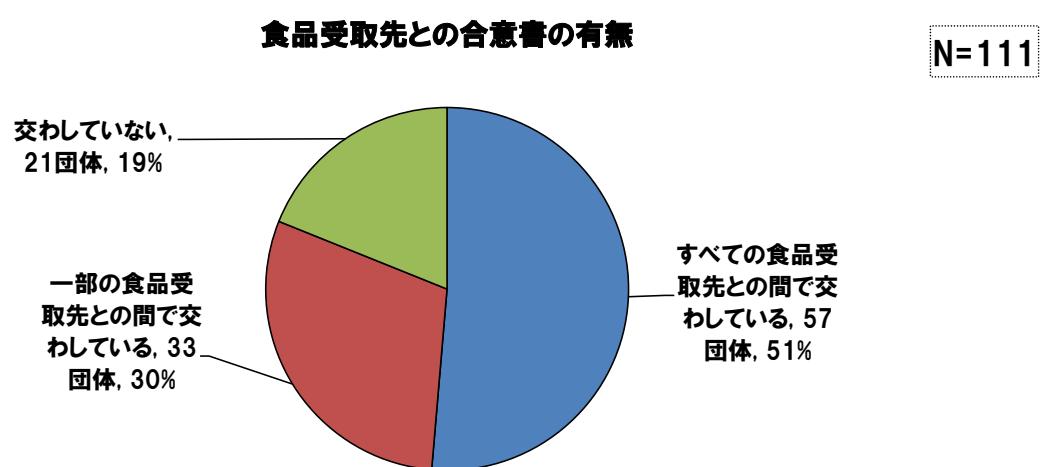
(※)食品を受け取る団体及び個人での提供食品に係る情報の公表や取材時の取扱い等。

*契約書・合意書未締結の7団体、及び無回答2団体を除く。

© The Distribution Economics Institute of Japan

無断転載を禁ず

3. 関係者間のルールづくり・オペレーションの状況
(3) 食品受取先との合意書の有無
- 合意書を「すべての食品受取先との間で交わしている」フードバンクは、5割強である。
 - 2割弱の団体は、食品受取先と合意書を交わしていない。食品提供者との状況と比べ、取り交わしを徹底する余地がある。



• 無回答5団体を除く。

© The Distribution Economics Institute of Japan

無断転載を禁ず

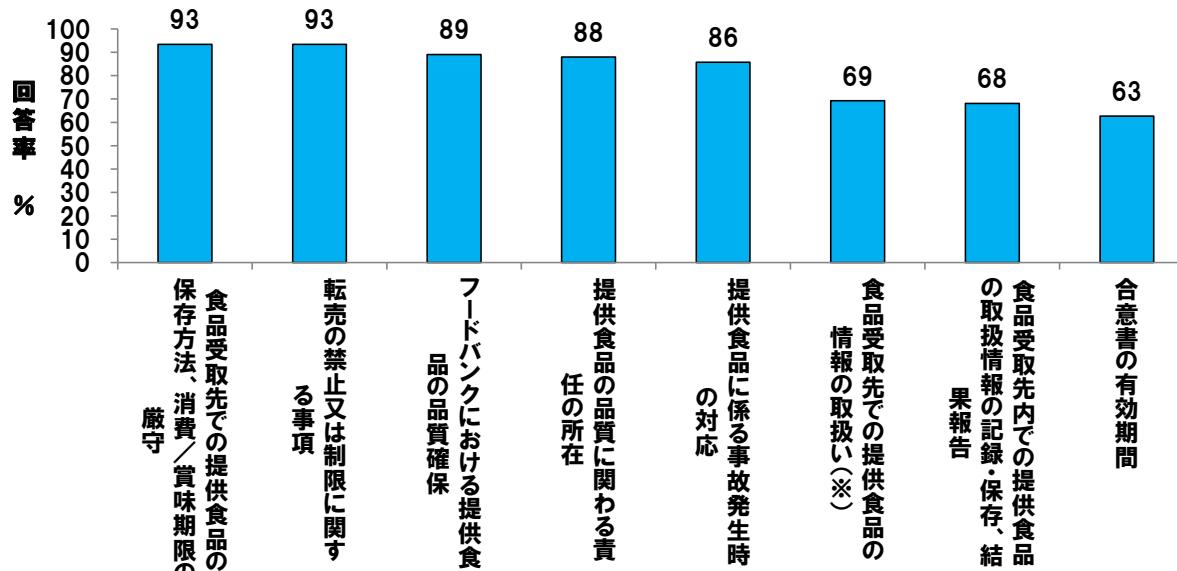
3. 関係者間のルールづくり・オペレーションの状況

(4) 食品受取先との合意書の内容

- 食品提供者とフードバンクが締結している契約書・合意書の約9割以上で、「食品受取先での提供食品の保存方法、消費／賞味期限の厳守」「転売の禁止又は制限に関する事項」「フードバンクにおける提供食品の品質確保」「提供食品の品質に関わる責任の所在」「提供食品に係る事故発生時の対応」に関する内容が盛り込まれている。
- 一方、「食品受取先での提供食品の情報の取扱い」「食品受取先内での提供食品の取扱情報の記録・保存、結果報告」「合意書の有効期間」は約6割～7割にとどまっている。

食品受取先との合意書の内容(複数回答)

N=91



(※)食品を受け取る団体及び個人での提供食品に係る情報の公表や取扱い等。

* 合意書を取り交わしていない21団体、及び無回答4団体を除く。

© The Distribution Economics Institute of Japan

無断転載を禁ず

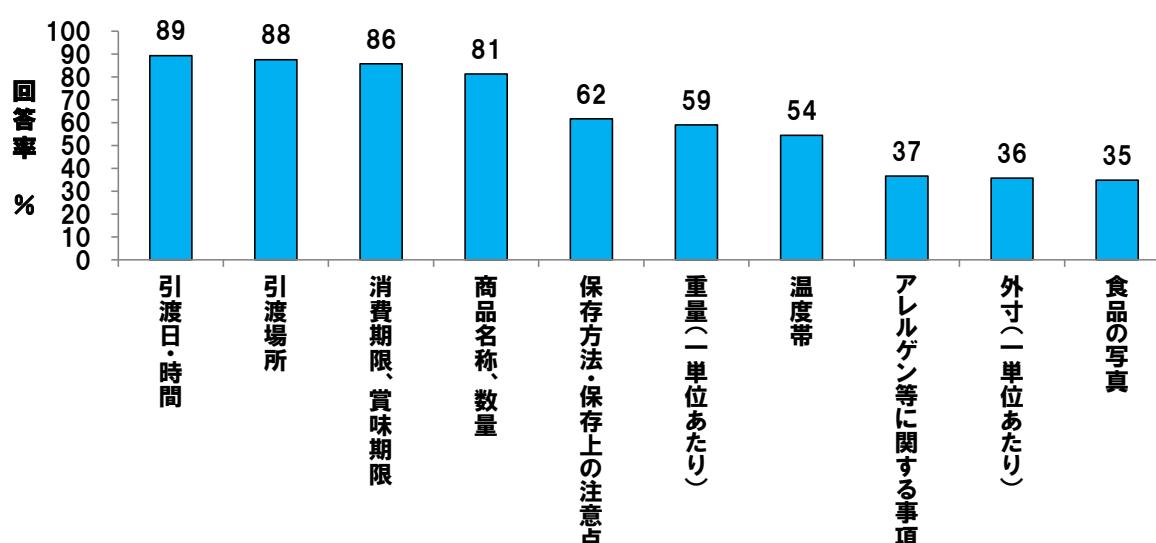
3. 関係者間のルールづくり・オペレーションの状況

(5) 食品提供者から事前提供されている提供食品に関する情報(複数回答)

- 8割以上のフードバンクが、食品提供者から「引渡日・時間」「引渡場所」「消費期限、賞味期限」「商品名称、数量」に関する事前情報提供を受けている。
- 5割強～約6割のフードバンクが、食品提供者から「保存方法・保存上の注意点」「重量(一単位あたり)」「温度帯」に関する事前情報提供を受けている。
- 一方、「アレルゲン等に関する事項」「外寸(一単位あたり)」「食品の写真」は3割台にとどまっている。

食品提供者から事前提供されている提供食品に関する情報(複数回答)

N=112



* 無回答4団体を除く。

© The Distribution Economics Institute of Japan

無断転載を禁ず

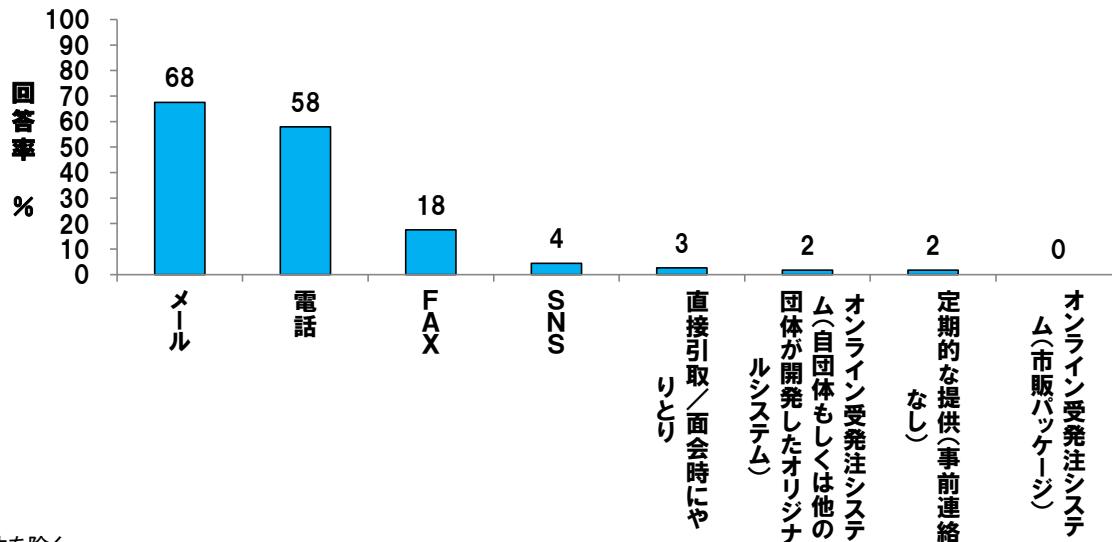
3. 関係者間のルールづくり・オペレーションの状況

(6) 食品提供者から商品を授受する際の連絡手段(複数回答)

- 7割弱のフードバンクが、食品提供者から商品を授受する際の連絡手段として「メール」を利用している。
- 次いで多いのが「電話」で6割弱である。
- FAXの利用は2割弱、SNSが4%、引取時／提供者の来所時に相対でやりとりするケースが3%、自団体もしくは他団体が開発したオンライン受発注システムを活用している団体が2%ある。
- その他、定期的な提供形態のため、都度の事前連絡を行わないケースも2%見られた。
- なお、1回の商品授受に対し、「メール」+「電話」、「FAX」+「電話」といった具合に、複数の手段を組み合わせるケースも一定程度あると見られる。

食品提供者から商品を授受する際の連絡手段(複数回答)

N=114



* 無回答2団体を除く。

© The Distribution Economics Institute of Japan

無断転載を禁ず

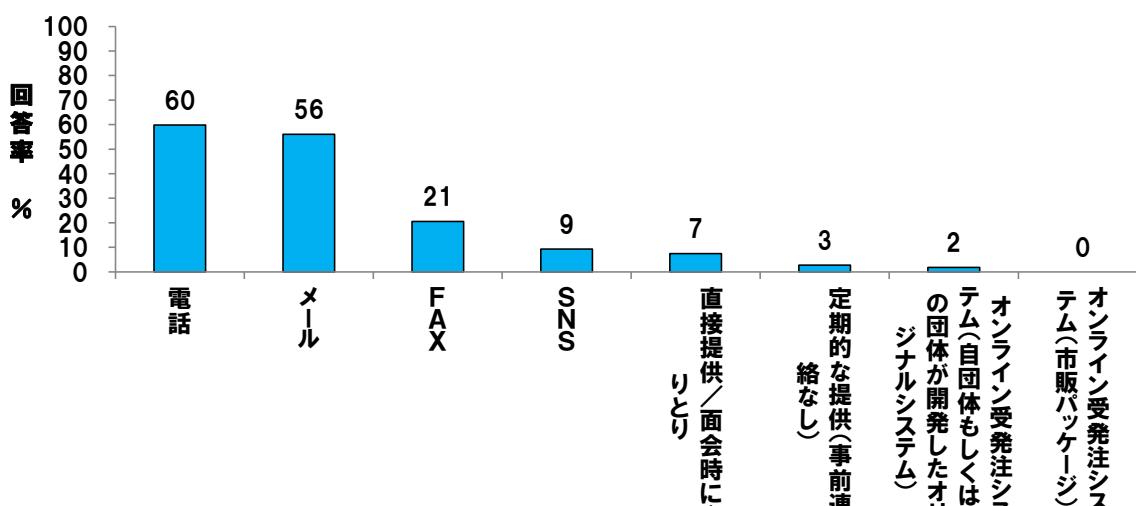
3. 関係者間のルールづくり・オペレーションの状況

(7) 食品受取先と商品を授受する際の連絡手段(複数回答)

- 6割のフードバンクが、食品受取先と商品を授受する際の連絡手段として「電話」を利用している。
- 一方、次いで多いのが「メール」で6割弱である。
- FAXの利用は2割強、SNSや、引取時／提供者の来所時に相対でやりとりするケースが1割弱、その他、定期的な提供形態のため、都度の事前連絡を行わないケースも3%見られた。
- 自団体もしくは他団体が開発したオンライン受発注システムを活用している団体が2%ある。
- 「食品受取先と事前に情報のやりとりをほぼ行わない」との回答や、「行政が仲介しているため、食品授受のやりとりは基本的には、行政と個人世帯の間で行われている」との回答も見られた。

食品受取先と商品を授受する際の連絡手段(複数回答)

N=107



* 無回答9団体を除く。

© The Distribution Economics Institute of Japan

無断転載を禁ず

3. 関係者間のルールづくり・オペレーションの状況

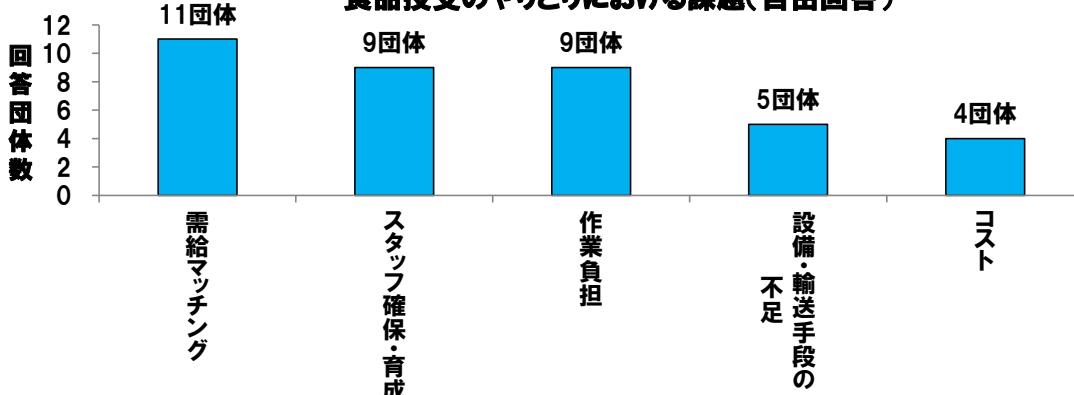
(8) 食品授受のやりとりにおける課題(自由回答)

食品授受のやりとりにおける課題についての任意自由回答式でたずね、回答を分類・集計した結果、「需給マッチング」「作業負担」「スタッフ確保・育成」に関わる意見が多かった。自由回答を全5項目に分類したが、各項目の具体的意見は以下の通り。

- 「需給マッチング」
 - 食品受取先が必要とする食品の不足、賞味期限残日数の短い食品や野菜・精米等の入荷時の対応・受入判断、食品入荷量が直前まで判明しないこと、食品提供先の希望食材の把握
- 「スタッフ確保・育成」
 - スタッフの不足による配送・連絡業務の負担、捌ききれない事態の発生、稼働可能時間の制約、オペレーション水準の確保、作業の均質化
- 「作業負担」
 - 個人の食品受取先と連絡がとりづらいこと、食品に問題があった際の責任の所在をめぐる事態收拾、授受日・時間帯の調整、企業ごとに商品授受の手続き・システムが異なること、連携機関でSNSの業務利用が禁じられ連絡手段として使えないこと、衛生管理の作業負担保管コスト、オペレーション水準の確保、作業の均質化、食品提供者・食品受取先のデジタル化が遅れアナログな作業を強いられること
- 「設備・輸送手段の不足」
 - 大量出荷時のトラック手配、自前の輸送車両の確保、自前保管設備の確保
- 「コスト」
 - 食品提供者への引き取りおよび食品受取先に届けるために生じるガソリン代、追加的なボランティアの人工費、ならびに保管コスト

食品授受のやりとりにおける課題(自由回答)

N=32



* 任意の自由回答形式の本設問に回答した32団体の意見を、分類・整理し、集計した。

© The Distribution Economics Institute of Japan

無断転載を禁ず

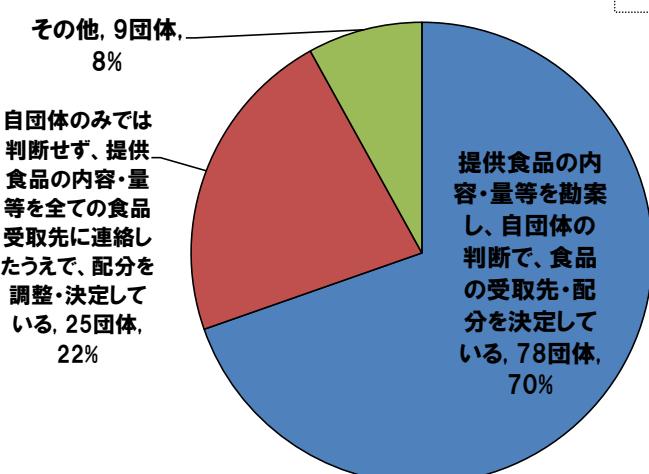
3. 関係者間のルールづくり・オペレーションの状況

(9) 提供食品と食品受取先のマッチング方法

- 7割のフードバンクは、提供食品の内容・量等から、自団体で判断し、食品受取先への配分を決定している。
- 2割強のフードバンクは、自団体のみでは判断せず、提供食品の内容・量等を、全ての食品受取先に連絡し、たうえで、配分を調整・決定している。
- 1割弱のフードバンクは、マッチングに関与しなかったり、上位2つを組み合わせた方法を採用している。

提供食品と食品受取先のマッチング方法

N=112



<「その他」と回答した9団体のコメント>

- 当団体が定期的に受取先の実績データから受取先・配分を試算しておき、各受取先とのコンタクト時に需要量を聞き、できる限り応えるよう調整する。
- 提供食品の内容と量によって、自団体のみで配分を決める場合と、食品提供量を全食品受取先に連絡した上で配分を決める場合がある。
- 事前に当団体で配分を決める食品と、その場で要望を確認して数量を決める食品の2種類に分けて対応している。
- ホームページに提供一覧表を公開(登録された支援先のみが閲覧可能)。
- 新規多量の入庫時にはメーリングリストとホームページで連絡し、支援団体が分別。
- 賞味期限の短い食品を大量に寄贈された場合、施設等へ連絡し配分を調整している。
- 個人支援の場合、生活就労支援センターからの家族の状況等の情報より判断し、個別に郵送する内容を決める。こども食堂などの支援の場合、提供可能食品リストを示し、申込みを受けて配分する。
- 個人支援の場合、家族構成・人数を連絡してもらい、必要量を勘定して寄贈している。
- 食品受取先が倉庫で食品を見て必要なものを持って帰る。基本的にフードバンクはマッチングをしていない。

* 無回答4団体を除く。

© The Distribution Economics Institute of Japan

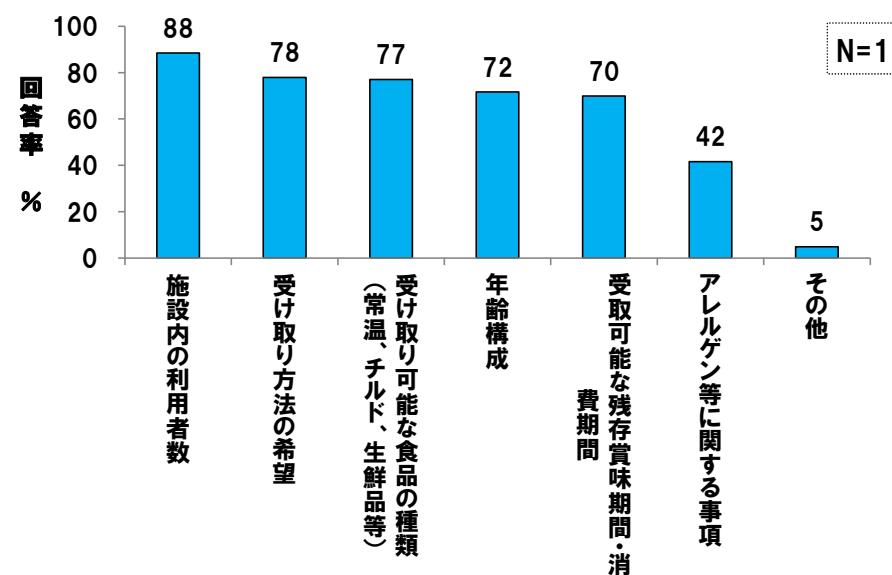
無断転載を禁ず

3. 関係者間のルールづくり・オペレーションの状況

(10) 食品受取先について把握している情報(複数回答)

- 9割弱のフードバンクが、「食品受取先施設内の利用者数」を把握している。
- 次いで「受け取り方法の希望」、「受け取り可能な食品の種類(常温、チルド、生鮮品等)」、「食品受取先施設の利用者の年齢構成」、「受取可能な残存賞味期間・消費期間」が多く、約7割～約8割のフードバンクが情報を把握している。
- 「アレルゲン等に関する事項」は、フードバンクの情報把握率は4割強と低い。なお、「アレルゲンについては、来所時に食品を本人に選択してもらうことで対応しており、直接把握はしていない」とする団体も見られた。

食品受取先について把握している情報(複数回答)



N=113

<「その他」と回答した5団体があげた要素>

- 食品支援の緊急性
- 貧困に至った経過
- 現在のライフライン状況
- 年収
- 年金受給の状況
- 手持ち金
- 生活保護状況
- 就学援助の有無
- 食品受取先施設の概要(パンフレット入手)
- 関係機関

* 無回答3団体を除く。

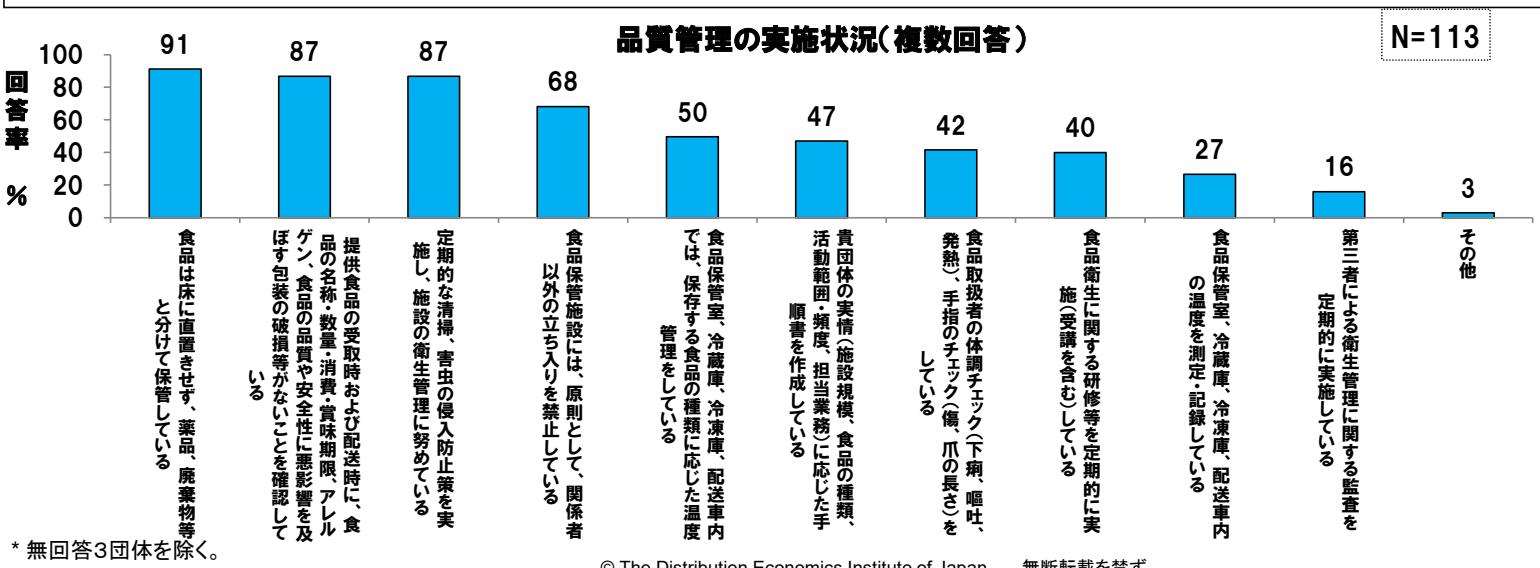
© The Distribution Economics Institute of Japan

無断転載を禁ず

4. 品質衛生管理の実施状況

4. 品質衛生管理の実施状況

- 品質衛生管理の実施状況については、「食品を床に直置きしない等」、「提供食品の受取時および配送時の安全性確認(包装破損チェック等を実施)」、「定期的な清掃、害虫の侵入防止策の実施」の実施率は約9割である。
- 「食品保管施設への関係者以外の立ち入り禁止」、「保存する食品の種類に応じた温度管理」、「団体の実情にマッチした手順書の作成」、「食品取扱者の体調チェック等」、「食品衛生に関する研修等の定期実施(受講を含む)」は約4割～約7割の団体で実施されている。
- 一方、「食品保管室、冷蔵庫等の温度測定・記録」、「第三者による衛生管理監査の定期実施」の実施率は2割弱～3割弱と低い。
- その他の取組として、「保健所の指導の受け入れ」、「スタッフの食品衛生責任者の認定取得促進」などが挙げられた。フードバンク事業に携わるスタッフ全員が食品衛生責任者の認定を受けている団体も見られた。



5. 食品取扱情報の記録・保存

5. 食品取扱情報の記録・保存

(1) 食品取扱情報の追跡の可否

- 8割強のフードバンクが、食品の取扱い記録を作成・保存しており、食品の追跡ができる。
- 一方で、2割弱のフードバンクは、食品の取扱い記録を作成・保存しておらず、食品の追跡ができない。

食品取扱情報の追跡の可否

N=111

食品の取扱い記録を作成・
保存しておらず、食品の追
跡ができない、20団体、18%

食品の取扱い記録を作
成・保存しており、食品の
追跡ができる、91団体、
82%

* 無回答5団体を除く。

© The Distribution Economics Institute of Japan

無断転載を禁ず

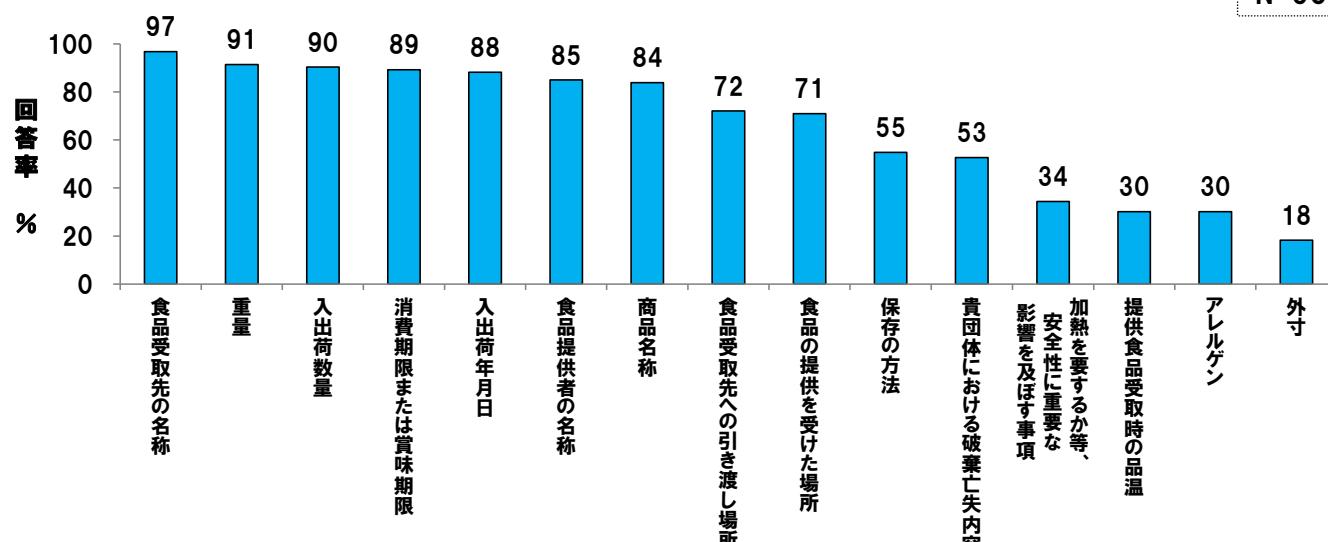
5. 食品取扱情報の記録・保存

(2) 食品取扱の記録情報の種類

- 食品取扱情報の追跡が可能であると回答したフードバンクの8割以上が、食品取扱情報の保存のため「食品受取先の名称」、「重量」、「入出荷数量」、「消費期限または賞味期限」、「入出荷年月日」、「食品提供者の名称」、「商品名称」を記録している。
- 食品取扱情報の追跡が可能であると回答したフードバンクの7割強が、「食品受取先への引き渡し場所」、「食品の提供を受けた場所」を記録している。
- 食品取扱情報の追跡が可能であると回答したフードバンクで「加熱を要するか等、安全性に重要な影響を及ぼす事項」、「アレルゲン」、「提供食品受取時の品温」、「外寸」を記録している割合は4割未満である。

食品取扱の記録情報(複数回答)

N=93



* 前設問で「食品の取扱い記録を作成・保存しておらず、食品の追跡ができない」と回答した団体、及び本設問の無回答団体計23団体を除く。

© The Distribution Economics Institute of Japan

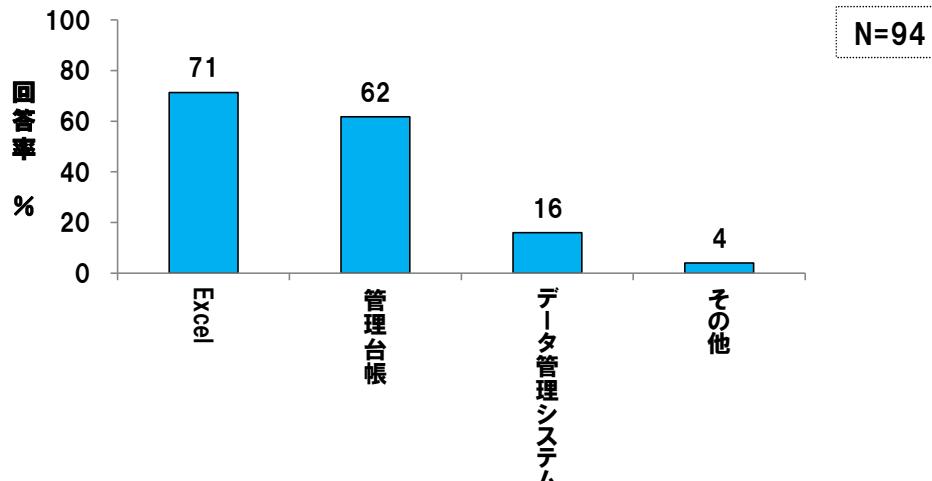
無断転載を禁ず

5. 食品取扱情報の記録・保存

(3) 食品取扱情報の記録方法

- ・ 食品取扱情報の追跡が可能であると回答したフードバンクの7割強が、情報の記録方法として「Excel」を使用している。
- ・ また、食品取扱情報の追跡が可能であると回答したフードバンクの6割強は「管理台帳」を使用している。
- ・ 食品取扱情報の追跡が可能であると回答したフードバンクの2割弱では、「Excel」以外の「データ管理システム」を使用している。
- ・ その他の方法としては「伝票の保管」、「写真撮影」、「バーコードを活用した管理」との回答があった。「写真撮影」と回答したフードバンクは「食品受取先への提供量が多いと記録が大変になるために写真撮影を採用した」としている。
- ・ なお、食品取扱情報の追跡が可能であると回答したフードバンク91団体のうち、43団体は、下掲の4つの方法の2つ以上を併用している。48団体は、1つの方法でのみ情報を記録している。

食品取扱情報の記録方法(複数回答)



* 前設問で「食品の取扱い記録を作成・保存しておらず、食品の追跡ができない」と回答した団体と、本設問の無回答団体計22団体を除く。

© The Distribution Economics Institute of Japan 無断転載を禁ず

5. 食品取扱情報の記録・保存

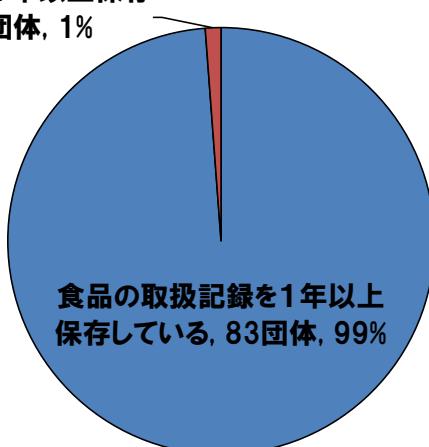
(4) 食品の取扱記録の1年以上の保存実施の有無

- ・ 食品取扱情報の追跡が可能であると回答したフードバンクのほぼ全てが、各団体における保存方法により、食品の取扱記録を1年以上保存している。

食品の取扱記録情報の1年以上の保存実施の有無

食品の取扱記録を1年以上保存

N=84



* 前設問で「食品の取扱い記録を作成・保存しておらず、食品の追跡ができない」と回答した団体、2018年6月以降にフードバンク活動を開始し、かつ「食品の取扱記録を1年以上保存していない」と回答した団体、及び本設問の無回答の団体、計32団体を除く。

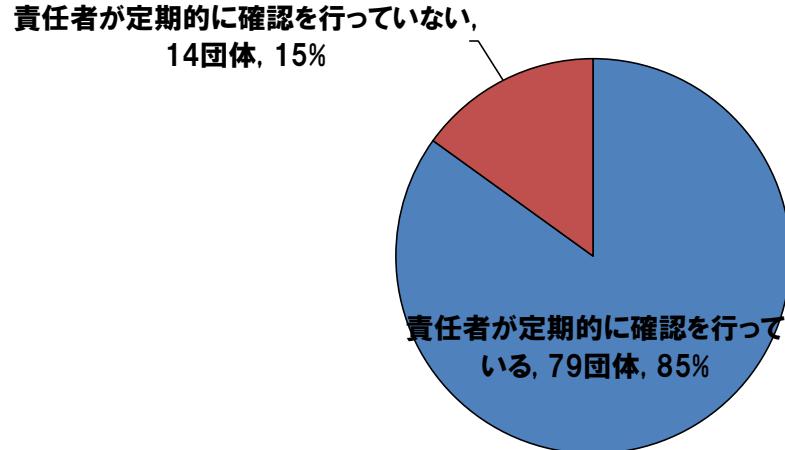
© The Distribution Economics Institute of Japan 無断転載を禁ず

5. 食品取扱情報の記録・保存 (5)責任者による食品取扱情報の記録、保存、関係先への情報伝達状況の定期確認

- ・食品取扱情報の追跡が可能であると回答したフードバンクの85%において、食品取扱情報の記録、保存、及び関係先への情報伝達状況について、責任者が定期的に確認を行っている。
- ・残りの15%のフードバンクでは、責任者による定期的な確認は実施されていない。

責任者による食品取扱情報の記録、保存、関係先への情報伝達 状況の定期確認

N=91



* 前設問で「食品の取扱い記録を作成・保存しておらず、食品の追跡ができない」と回答した団体、及び本設問の無回答団体、計25団体を除く。

© The Distribution Economics Institute of Japan 無断転載を禁ず

6. 食品取扱量の拡大に向けた これまでの取組と今後の課題

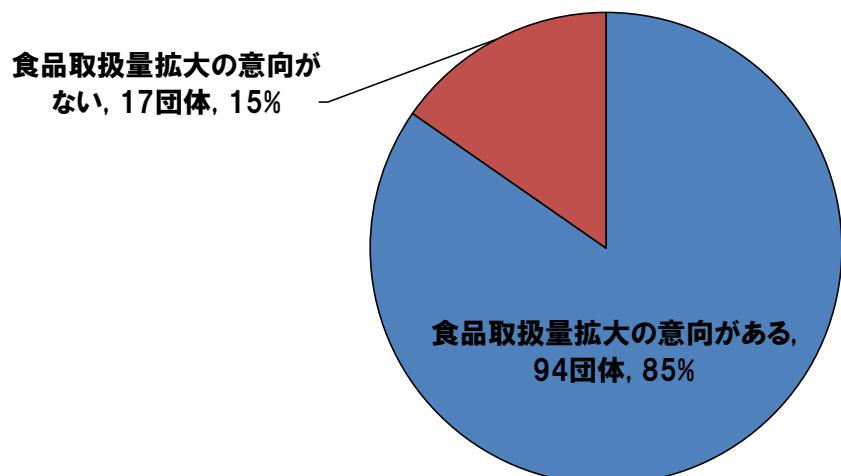
6. 食品取扱量の拡大に向けたこれまでの取組と今後の課題

(1) 食品取扱量の拡大意向の有無

- ・ 食品取扱量の拡大意向を有するフードバンクは回答団体全体の85%を占めている。
- ・ 一方、食品取扱量の拡大意向を持たないフードバンクも、全体の15%と一定の割合を占めている。

N=111

食品取扱量の拡大意向の有無



- ・ 無回答5団体を除く。

© The Distribution Economics Institute of Japan 無断転載を禁ず

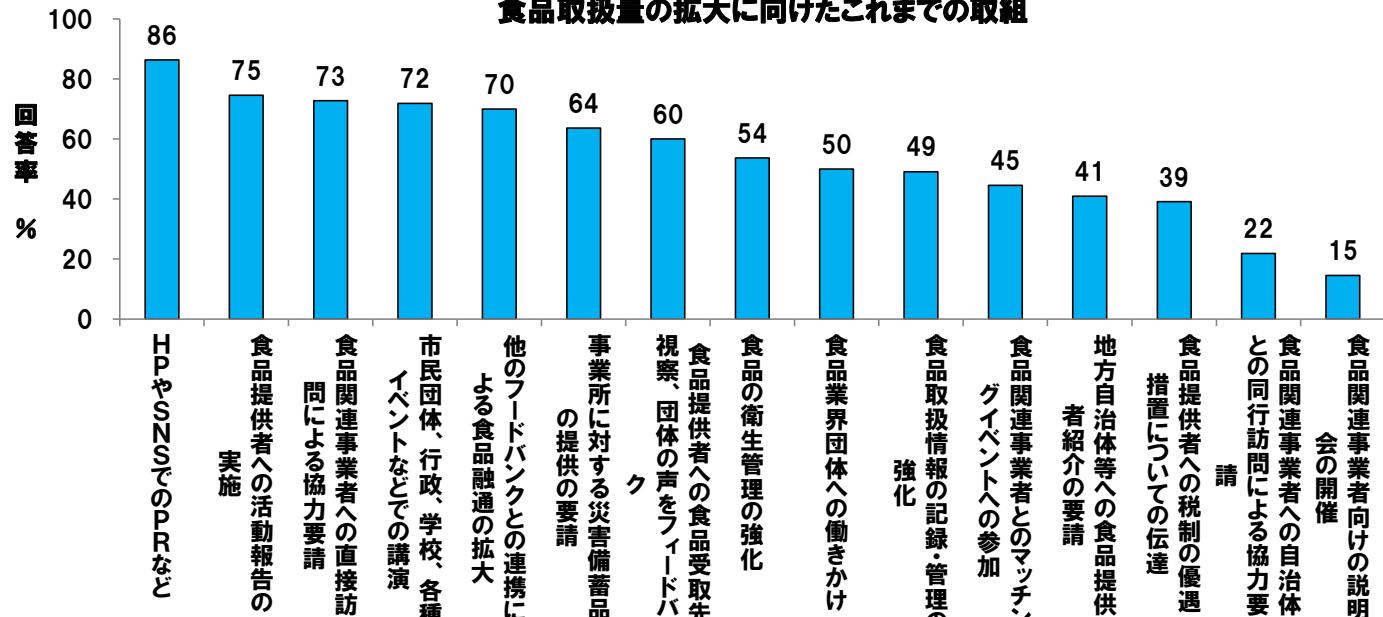
6. 食品取扱量の拡大に向けたこれまでの取組と今後の課題

(2) 食品取扱量の拡大に向けたこれまでの取組

- ・ 食品取扱量の拡大に向けて、最も取り組まれているのは「HPやSNSでのPR」で86%の団体が取り組んでいる。次いで多いのが、「食品提供者への活動報告の実施」「食品関連事業者への直接訪問・連絡による協力要請」「市民団体、行政、学校、各種イベントなどでの講演」「他のフードバンクとの連携による食品融通の拡大」で7割以上のフードバンクが取り組んでいる。
- ・ 約4割のフードバンクは「食品関連事業者とのマッチングイベントへの参加」「地方自治体等への食品提供者紹介の要請」「食品提供者への税制の優遇措置についての伝達」を実施している。
- ・ 「食品関連事業者への自治体との同行訪問による協力要請」の実施率は2割強、「食品関連事業者向けの説明会の開催」は15%にとどまる。

N=110

食品取扱量の拡大に向けたこれまでの取組



* 無回答6団体を除く。

© The Distribution Economics Institute of Japan 無断転載を禁ず

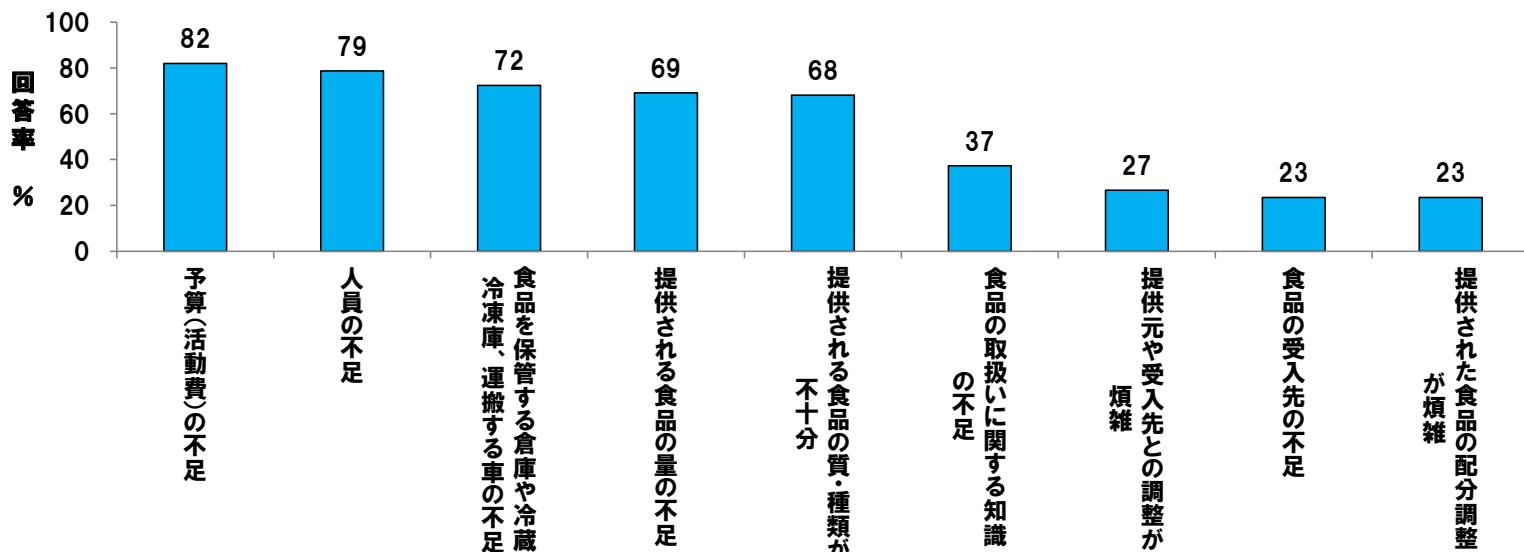
6. 食品取扱量の拡大に向けたこれまでの取組と今後の課題

(3) フードバンクの運営上の課題

- 回答率が高いフードバンクの運営上の課題は、「予算(活動費)の不足」「人員の不足」で、回答率は約8割である。
- 次いで回答率が高いのが、「食品を保管する倉庫や冷蔵・冷凍庫、運搬する車の不足」「提供される食品の量の不足」「提供される食品の質・種類が不十分」で、回答率は約7割である。
- 「食品の取扱いに関する知識の不足」「提供元や受入先との調整が煩雑」「食品の受入先の不足」「提供された食品の配分調整が煩雑」は、回答率が2割強～4割弱である。

フードバンク団体の運営上の課題(複数回答)

N=94



* 無回答22団体を除く。

© The Distribution Economics Institute of Japan

無断転載を禁ず

6. 食品取扱量の拡大に向けたこれまでの取組と今後の課題

(4) 行政に期待すること

行政に期待することとして、おもに以下に挙げる意見があった。

■ 運営面の支援

- 設備面、財政面の支援
- フードバンクへの資金提供(寄付)の呼びかけなど
- 助成金に関する情報提供の充実

■ 取扱食品拡大の支援

- フードバンク活用の事業者への呼びかけ
- フードバンクの周知・認知向上
- 食品関連業者の紹介
- マッチングの仕組みづくり
- 災害用備蓄品の提供の呼びかけ
- 「規格」や「需給調整」等を理由に処分される農産物の扱いを強化する際の支援

■ 行政機関・関係機関との連携強化

- 行政機関内の連携強化(福祉、資源、子ども、消費者担当部署等)
- 生活困窮者が行政窓口を訪ねた際のフードバンクに関するきちんとした説明や対応
- 災害協定の締結
- 機能する関係性・パートナーシップ

■ その他

- フードバンクが集まる機会づくり
- 「賞味期限」の正しい意味の啓発

7.「フードバンク活動における食品の取扱い等に関する手引き」について

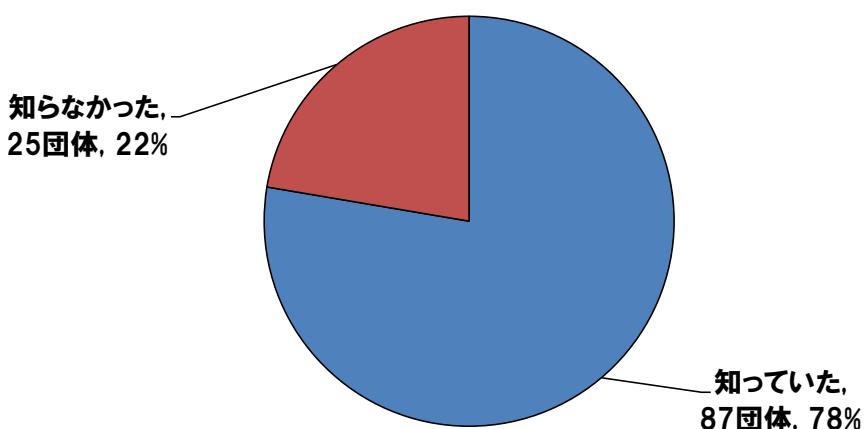
© The Distribution Economics Institute of Japan 無断転載を禁ず

7.「フードバンク活動における食品の取扱い等に関する手引き」について (1)手引きの認知度

- ・8割弱のフードバンクが、農林水産省が作成した「フードバンク活動における食品の取扱い等に関する手引き」を知っていた。
- ・一方、2割強のフードバンクは、手引きの存在を知らなかった。

N=112

手引きの認知度



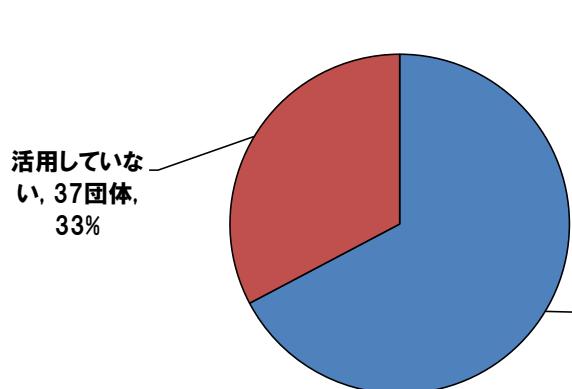
* 無回答4団体を除く。

7.「フードバンク活動における食品の取扱い等に関する手引き」について

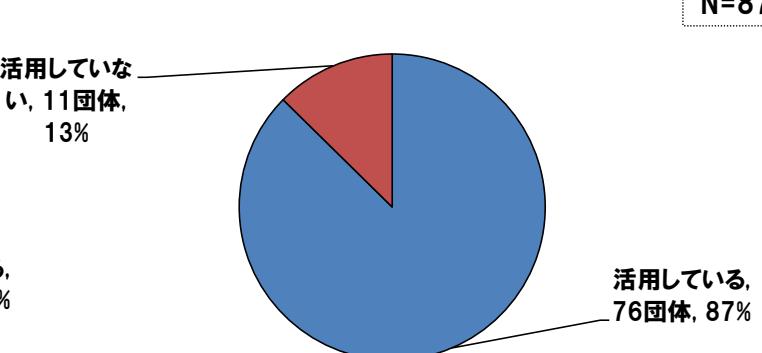
(2)手引きの活用度

- ・フードバンクの7割弱が、実務で手引きを活用している。うち、手引きの存在を知っていたフードバンクの9割弱が、実務で手引きを活用している。
- ・一方、フードバンクの3割強、手引きの存在を知っていたフードバンクの1割強は、実務で手引きを活用していない。

フードバンク団体の手引きの活用度



手引きの存在を知っていたフードバンク団体の手引きの活用度



- ・「手引きの存在の認知」に関する設問の無回答3団体を除く。

© The Distribution Economics Institute of Japan

無断転載を禁ず

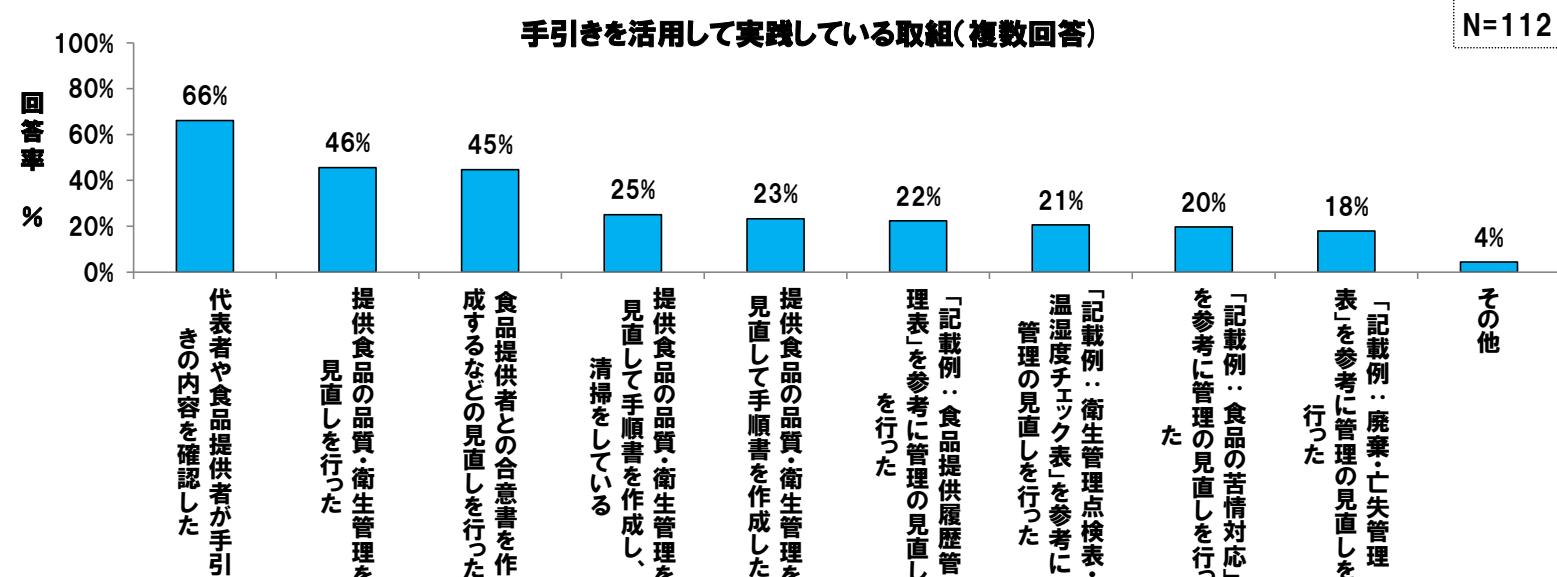
7.「フードバンク活動における食品の取扱い等に関する手引き」について

(3)手引きを活用して実践している取組

- ・フードバンクの7割弱が、「代表者や食品提供者が手引きの内容を確認」している。
- ・また、フードバンクの5割弱が、手引きを活用して「提供食品の品質・衛生管理の見直し」「食品提供者との合意書を作成するなどの見直し」を行っている。
- ・手引きを活用した「手順書に沿って、清掃を実施」「提供食品の品質・衛生管理を見直し、手順書を作成」等の取組の実施率は2割前後である。
- ・また「その他」の中でのコメントとして、「新しい団体が手引きを活用することが重要」「手引きがフードバンクの現状に即した内容となるよう、改善を続けてほしい」「当団体では、食品授受は専門物流会社に任せており、手引きの活用範囲が限られている」といった趣旨の意見があった。

手引きを活用して実践している取組(複数回答)

N=112



*「手引き」の認知についての無回答4団体を除く集計。

© The Distribution Economics Institute of Japan

無断転載を禁ず

7.「フードバンク活動における食品の取扱い等に関する手引き」について (4)手引きに追加してほしい内容

手引きに追加してほしい内容については、おもに以下の意見があった。

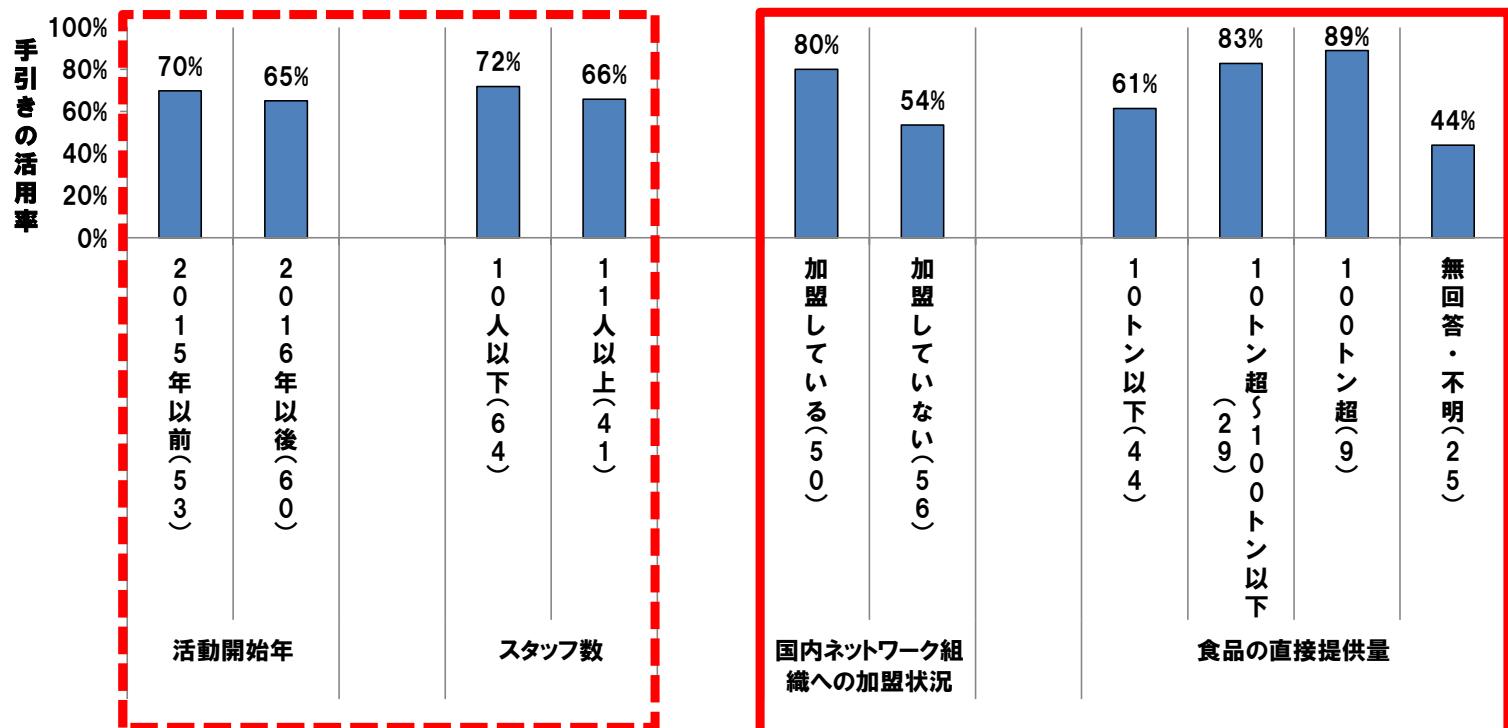
- ・自治体や社会福祉協議会と締結する協定書作成の参考となる情報
- ・生鮮食品の管理に関する内容
- ・事故があった場合の対応方法

8. クロス集計結果

(1)団体属性、国内ネットワーク組織への加盟状況、食品の直接提供量と「手引き」の活用率

- ・「手引き」の活用率は、フードバンクの属性(活動開始年、スタッフ数)による差はない。
- ・一方、国内ネットワーク組織加盟団体、食品取扱量の大きい団体ほど、「手引き」の活用率が高い。
- ・フードバンク活動の拡大や団体の運営水準向上には、「手引き」の活用が有効と考えられる。

団体属性、国内ネットワーク組織への加盟状況、食品の直接提供量と「手引き」の活用率



* ()内の数字が回答団体数。

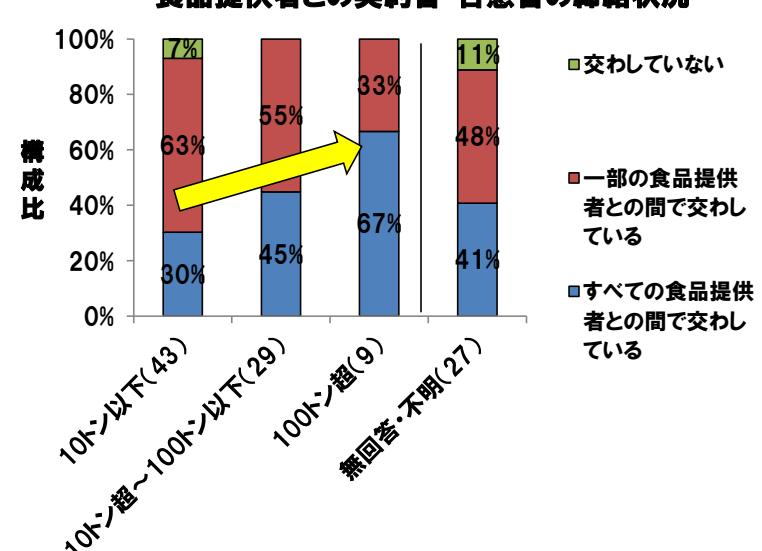
© The Distribution Economics Institute of Japan

無断転載を禁ず

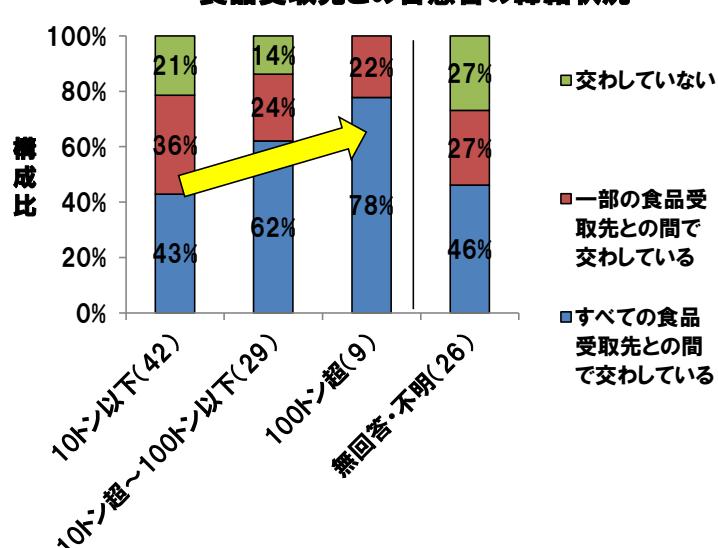
(2)フードバンクの食品取扱量と、食品提供者・受取先との契約書・合意書の締結状況

- ・食品取扱量の多いフードバンクほど、食品提供者・受取先との契約書・合意書の締結がしっかりと行われている。
- ・食品提供者・受取先との契約書・合意書の締結徹底は、フードバンクの食品取扱量拡大に有効と考えられる。

フードバンク団体の食品取扱量(直接提供量)と、
食品提供者との契約書・合意書の締結状況



フードバンク団体の食品取扱量(直接提供量)と、
食品受取先との合意書の締結状況



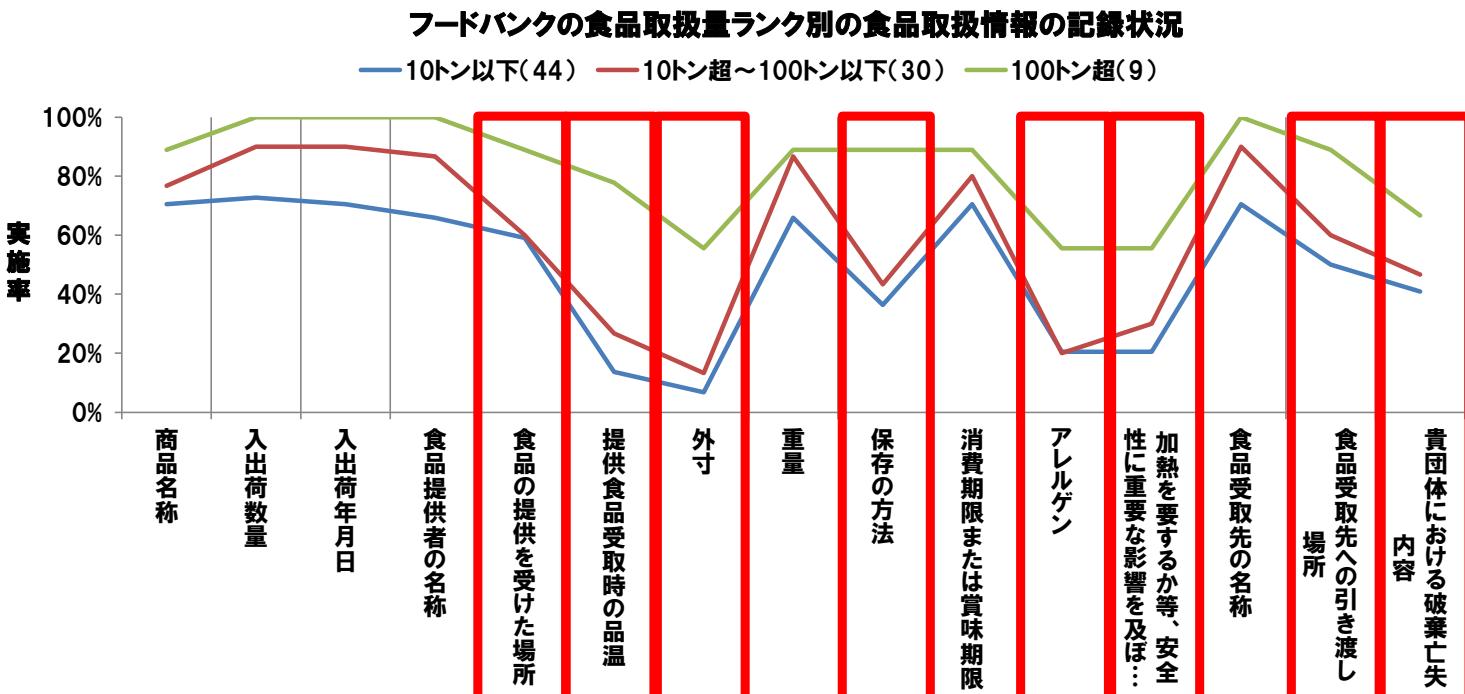
* ()内数値は、集計対象フードバンク数。無回答、及び取扱量「0」回答のフードバンクは、集計対象外とした。

© The Distribution Economics Institute of Japan

無断転載を禁ず

(3)フードバンクの食品取扱量ランク別の食品取扱情報の記録状況

- ・食品取扱量の多いフードバンクほど、食品取扱に関わる各情報の記録実施率が高い。
- ・とくに「食品の提供を受けた場所」、「提供食品受取時の品温」、「外寸」、「保存の方法」、「消費期限または賞味期限」、「アレルゲン」、「加熱を要するか等、安全性に重要な影響を及ぼす事項」、「食品受取先の名称」、「食品受取先への引き渡し場所」「貴団体における破棄失内容」といった項目で、直接取扱量100トン超の団体の実施率は、100トン以下の団体を2割以上上回っている。



* 各年の()内数値は、集計対象フードバンク数。無回答、及び取扱量「0」回答のフードバンクは、集計対象外とした。

© The Distribution Economics Institute of Japan 無断転載を禁ず

III とりまとめ：フードバンク活動についての運営上の課題

III とりまとめ：フードバンク活動についての運営上の課題

- アンケート結果に加え、フードバンク団体、フードバンク連携組織、および企業ヒアリング等からとりまとめた、フードバンク活動についての運営上の課題を提示する。

1. 提供食品の不足・ミスマッチ

- そもそも企業（特にメーカー）とフードバンク団体では組織の規模が異なる場合が多く、企業の提供希望量とフードバンクで扱うことができる量にギャップが生じやすい。
- 大企業ほど、提供食品の法的責任を気にする傾向があり、フードバンク団体への提供についての社内での合意形成が難しい。
- 寄贈先が求める食品が揃わない場合がある。
- 賞味期限が迫り、量が多い食品の提供を受けた場合に、廃棄を出さないようにフードバンク側で対応することが難しい。

© The Distribution Economics Institute of Japan 無断転載を禁ず

III とりまとめ：フードバンク活動についての運営上の課題

- アンケート結果に加え、フードバンク団体、フードバンク連携組織、および企業ヒアリング等からとりまとめた、フードバンク活動についての運営上の課題を提示する。

2. 人手不足

- 専従者が不在の場合、企業との連絡体制を強固にすることが難しい。また、指定された時間や場所に行くのが困難である。
- 提供食品を多く提供してもらえる機会があったとしても、対応できない場合がある。
- 食品の取扱記録管理、衛生管理、提供元・寄贈先との連絡業務（電話、メール、SNS等）、食品の授受日・時間帯の調整、庫内・出入荷作業など、スタッフが抱えきれない業務量をこなし、身体的負担が大きい。
- 専従者がいる団体でも、直接的なフードバンク活動にしか従事しておらず、組織を大きくする活動（企業訪問、ファンドレイジング、行政への事業提案）までは人手が足りず、またノウハウも無く、それが必要であるという意識が無いなどの理由で取り組めていない。このような団体では、助成金や補助金など、人を雇用していた財源がなくなった時点で活動規模が縮小する。
- 職員を継続的に雇用できたとしても、直接的なフードバンク活動にのみ従事している状況では、持続性の向上や活動規模の拡大は望めない。

© The Distribution Economics Institute of Japan 無断転載を禁ず

III とりまとめ：フードバンク活動についての運営上の課題（つづき）

3. 業務の効率化や実施水準の向上

- 食品の取扱記録管理、衛生管理、提供元・寄贈先との連絡業務、食品の授受日・時間帯の調整、庫内・出入荷作業の効率化が不十分である。
- 業務効率化のため、SNSやシステムの活用を進めたいが、提供企業や寄贈先側が対応できず、進められない場合がある。
- 食品取扱量の多いフードバンクほど、食品取扱に関わる各情報の記録実施率が高く、フードバンクが食品取扱情報の記録の実施水準向上に取り組むことは、フードバンクの食品取扱量拡大促進に有効と考えられる。

4. フードバンク活動に対する社会的認知度や企業の理解度の低さ

- 企業が、特段の理由もないのに、自社商品はフードバンク団体への提供に適さないと思っている場合がある。
- 企業がフードバンク団体の食品の取扱記録管理や衛生管理に対して不安を抱いている。
- フードバンクへの食品寄付が全額損金算入できる仕組みに対する認知度がまだ低い。
- 食品取扱量の多いフードバンクほど、食品提供者・受取先との契約書・合意書の締結がしっかり行われている。食品の取扱記録管理、衛生管理、トラブル時の対応等について、食品提供者・受取先が契約書・合意書の締結を徹底することは、フードバンクの食品取扱量拡大に有効と考えられる。

© The Distribution Economics Institute of Japan 無断転載を禁ず

III とりまとめ：フードバンク活動についての運営上の課題（つづき）

5. ハード面の不足

- 倉庫がなく、在庫をおくことができない。
- 倉庫を時間借りしており、食品の授受が時間的制約を受ける。
- 低温倉庫がなく、冷蔵品、冷凍品を扱うことができない。

6. 資金不足

- 活動に必要な運営資金を、継続的、安定的に確保するための仕組みが構築できていない。
- 倉庫まで引き取りに来てほしいという企業があり、物流費・人件費が負担となっている。
- フードバンク団体の倉庫への引き取りをお願いしても、応じてもらえない施設がある。
- ガソリン代やボランティア費の増加により、運営がより難しくなりつつある。

III とりまとめ：フードバンク活動についての運営上の課題（つづき）

7. 企業側の事情を踏まえた企業とフードバンク団体との連携拡大における課題

1. 企業が提供先を判断するために必要なフードバンク団体に関する情報の不足

- ・ フードバンクによって、取扱可能商品、受入キャパシティ、受取の基準、受け渡し方法等が異なるが、それらの情報が不足しており、どのフードバンク団体に相談・寄贈すべきかの判断が難しい。
- ・ 特に、小売業では常温加工食品の余剰の発生量は少なく、常温加工食品のみ扱うフードバンク団体が多いが、連携することが難しい。
- ・ 提供食品の追跡ができない場合などは、フードバンクへの食品提供について、社内の承認を得ることが難しいが、こうした社内の承認を得るために必要なフードバンク団体の食品取扱情報の記録・保存や衛生管理の実施程度に関する情報が不足している。

2. フードバンク団体連携先の絞り込み

- ・ 複数のフードバンク団体と連携すると管理や契約業務を煩雑化するため、企業、とくに製造業は、連携するフードバンク団体数を絞り込みたいと考える傾向が見られる。
- ・ その場合、新たな小規模団体よりも、実績のある大規模団体が選ばれやすく、小規模なフードバンク団体は提供食品の確保が難しくなる。
- ・ 特にメーカーの場合、少品種で大量の余剰食品が発生する場合が多く、小規模なフードバンク団体では捌ききれずに断られることがあり、メーカーは大規模団体との連携を志向する傾向がある。

© The Distribution Economics Institute of Japan 無断転載を禁ず

III とりまとめ：フードバンク活動についての運営上の課題（つづき）

3. 近隣地域におけるフードバンク団体の不在

- ・ フードバンクが近隣にないため、提供を相談することができない。
- ・ 遠方のフードバンクと相談しても、配送をどちらが行うかといった問題が生じる。

4. 商品提供のための企業側のコスト問題

- ・ 商品提供の際、自社が配送する場合の物流費や、事業所で商品収集・貯蔵・管理のコスト・作業負担が生じる。

5. その他

- ・ フードバンクへの食品寄付の全額損金算入の仕組みは、現場の従業員にとっては業務負担になるため、仮に経営上のメリットがあるとしても、現場担当者の寄贈したいという意欲が向上しない。

(2) 各フードバンク活動団体の活動概要

各フードバンク活動団体の活動概要を以下に示す。表中の記号の見方は、表末の注釈を参照されたい（並びは都道府県順で、同一都道府県内は 50 音順）。

なお、下記のフードバンク団体のうち 2 団体は、(1)「フードバンクの活動状況」に関するアンケートの対象に含まれない。

No.1

団体正式名称	特定非営利活動法人 札幌市福祉生活支援センター（フードバンク札幌）
郵便番号	001-0023
住所	北海道札幌市北区北 21 条西 3 丁目 1 番 12 号
電話	011-726-2829
FAX	011-726-7990
メールアドレス	npo@fukushi-life.or.jp
ホームページ URL	http://www.fukushi-life.or.jp
基本理念	「“もったいない”の心が生きる助け合い」をモットーに、フードバンク活動を通じて地域の「セーフティーネット」を構築いたします。
設立年（団体の設立年）	2007 年 3 月
フードバンク活動の開始年	2012 年 5 月
法人格の取得の有無	有
取扱品	加工食品（常温）、加工食品（冷蔵）、加工食品（冷凍）、農産物など
提供の条件	賞味期限が 1 週間以内であっても、賞味期限までの日数が残っているもの
提供先	児童養護施設、母子生活支援施設、シェルター、自立援助ホーム、障害者施設、生活困窮者支援団体、個人支援、炊き出し、老人施設、グループホーム、災害支援団体、学校外学習生活支援団体、子ども食堂等
2016 年 食品取扱量	97 トン
うち他のフードバンクからの提供量	0 トン
2017 年 食品取扱量	142 トン
うち他のフードバンクからの提供量	0 トン
2018 年 食品取扱量	158 トン
うち他のフードバンクからの提供量	0 トン

No.2

団体正式名称	生活協同組合コープさっぽろ
郵便番号	063-8501
住所	北海道札幌市西区発寒 11 条 5 丁目 10-1
電話	011-671-6620
FAX	011-671-5924
メールアドレス	ak.suzuki@todock.jp
ホームページ URL	http://www.sapporo.coop

基本理念	つなぐ
設立年（団体の設立年）	1965年7月
フードバンク活動の開始年	2016年5月
法人格の取得の有無	有
取扱品	加工食品（常温）、加工食品（冷凍）
提供の条件	賞味期限が1ヶ月以上残っているもの
提供先	児童養護施設、学校外学習生活支援団体
2016年 食品取扱量	67トン
うち他のフードバンクからの提供量	0トン
2017年 食品取扱量	97トン
うち他のフードバンクからの提供量	0トン
2018年 食品取扱量	116トン
うち他のフードバンクからの提供量	0トン

No.3

団体正式名称	特定非営利活動法人 ハンズハーベスト北海道
郵便番号	064-0924
住所	北海道札幌市中央区南 24 条西 15 丁目 1 番 6 号
電話	090-8371-3636
FAX	011-522-9350
メールアドレス	qqnw8tc9k@beetle.ocn.ne.jp
ホームページ URL	—
基本理念	余剰食品を無償で提供していただき、それを必要としている団体や個人に無償で提供することにより、環境問題と福祉問題に貢献することを目的とする。
設立年（団体の設立年）	2008年12月
フードバンク活動の開始年	2008年12月
法人格の取得の有無	有
取扱品	加工食品（常温）、加工食品（冷蔵）、加工食品（冷凍）、農産物、水産物・畜産物など
提供の条件	賞味期限が1ヶ月以上残っているもの
提供先	児童養護施設、母子生活支援施設、自立援助ホーム、更生支援施設、障害者施設、生活困窮者支援団体、個人支援、炊き出し、グループホーム、災害支援団体、学校外学習生活支援団体、子ども食堂等
2016年 食品取扱量	110トン
うち他のフードバンクからの提供量	1トン
2017年 食品取扱量	118トン
うち他のフードバンクからの提供量	2トン
2018年 食品取扱量	116トン
うち他のフードバンクからの提供量	2トン

No.4

団体正式名称	特定非営利活動法人ピーシーズ
郵便番号	070-0038
住所	北海道旭川市 8 条通 8 丁目 41 番地の 9
電話	0166-76-1994
FAX	0166-76-1995
メールアドレス	pcs@snow.plala.or.jp
ホームページ URL	http://www.piece-s.xyz
基本理念	一人はみんなの為に、みんなは一人の為に。
設立年（団体の設立年）	2016 年 2 月
フードバンク活動の開始年	2016 年 7 月
法人格の取得の有無	有
取扱品	加工食品（常温）、農産物など
提供の条件	賞味期限が 1 ヶ月以上残っているもの
提供先	障害者施設、個人支援
2016 年 食品取扱量	—
うち他のフードバンクからの提供量	—
2017 年 食品取扱量	—
うち他のフードバンクからの提供量	—
2018 年 食品取扱量	—
うち他のフードバンクからの提供量	—

No.5

団体正式名称	特定非営利活動法人 フードバンク イコロさっぽろ
郵便番号	065-0022
住所	北海道札幌市東区北 22 条東 18 丁目 3 番 5 号
電話	090-2815-3947
FAX	011-351-5569
メールアドレス	ikor.sapporo@gmail.com
ホームページ URL	foodbank-ikorsapporo.themedia.jp
基本理念	食品ロス削減と食のセーフティネットの構築。
設立年（団体の設立年）	2018 年 7 月
フードバンク活動の開始年	2018 年 6 月
法人格の取得の有無	有
取扱品	加工食品（常温）、農産物、卵
提供の条件	賞味期限が 1 週間以内であっても、賞味期限までの日数が残っているもの
提供先	自立援助ホーム、更生支援施設、障害者施設、個人支援、炊き出し、老人施設、学校外学習生活支援団体、子ども食堂等
2016 年 食品取扱量	
うち他のフードバンクからの提供量	
2017 年 食品取扱量	

うち他のフードバンクからの提供量	
2018年 食品取扱量	2トン
うち他のフードバンクからの提供量	1トン

No.6

団体正式名称	フードバンクいぶり
郵便番号	051-0011
住所	北海道室蘭市中央町 3-5-13 SK 室蘭中央ビル 6F
電話	090-2815-7355
FAX	0143-83-7123
メールアドレス	kiuchi_iburi@next2001.net
ホームページ URL	—
基本理念	・緊急状態に置かれた方への迅速対応。・食材を相談支援業務への活用。・子ども食堂・地域食堂との連携による地域ネットワーク創り。
設立年（団体の設立年）	2018年4月
フードバンク活動の開始年	2018年4月
法人格の取得の有無	有
取扱品	加工食品（常温）、農産物など
提供の条件	賞味期限が1週間以内であっても、賞味期限までの日数が残っているもの
提供先	生活困窮者支援団体、個人支援、炊き出し、グループホーム、災害支援団体、子ども食堂等
2016年 食品取扱量	—
うち他のフードバンクからの提供量	—
2017年 食品取扱量	—
うち他のフードバンクからの提供量	—
2018年 食品取扱量	—
うち他のフードバンクからの提供量	—

No.7

団体正式名称	フードバンク道南協議会
郵便番号	040-0003
住所	北海道函館市松陰町 27 番 14 号
電話	080-1897-8749
FAX	0138-56-0756
メールアドレス	koureikyouakane@onyx.ocn.ne.jp
ホームページ URL	http://foodbank.girly.jp/
基本理念	社会的支援を必要とする人たちに食事提供している非営利団体へ食品を届ける。
設立年（団体の設立年）	2018年2月
フードバンク活動の開始年	2019年10月
法人格の取得の有無	無
取扱品	加工食品（常温）、加工食品（冷蔵）、加工食品（冷凍）、

	農産物、水産物・畜産物など
提供の条件	賞味期限が1週間以内であっても、賞味期限までの日数が残っているもの
提供先	児童養護施設、シェルター、自立援助ホーム、障害者施設、生活困窮者支援団体、子ども食堂
2016年 食品取扱量	
うち他のフードバンクからの提供量	
2017年 食品取扱量	
うち他のフードバンクからの提供量	
2018年 食品取扱量	
うち他のフードバンクからの提供量	

No.8

団体正式名称	フードバンクネットワーク もったいないわ・千歳
郵便番号	066-0037
住所	北海道千歳市新富1-19-9
電話	090-2818-8253
FAX	0123-23-0363
メールアドレス	mottainaiwa@gmail.com
ホームページURL	—
基本理念	もったいないをありがとうへ。
設立年（団体の設立年）	2010年8月
フードバンク活動の開始年	2007年9月
法人格の取得の有無	無
取扱品	加工食品（常温）、加工食品（冷蔵）、加工食品（冷凍）、農産物など
提供の条件	賞味期限が2週間以上残っているものなど
提供先	自立援助ホーム、障害者施設、生活困窮者支援団体、個人支援、炊き出し、老人施設、グループホーム、学校外学習生活支援団体、子ども食堂等
2016年 食品取扱量	15トン
うち他のフードバンクからの提供量	0トン
2017年 食品取扱量	21トン
うち他のフードバンクからの提供量	1トン
2018年 食品取扱量	19トン
うち他のフードバンクからの提供量	1トン

No.9

団体正式名称	特定非営利活動法人 ワーカーズコープぼっけ（フードバンクとまこまい）
郵便番号	053-0802
住所	北海道苫小牧市弥生町3-1 ななかまど12
電話	0144-84-3856
FAX	0144-84-3857

メールアドレス	Pokke@roukyou.gr.jp
ホームページ URL	https://pokke.roukyou.gr.jp/
基本理念	1. 食品ロス削減、2. 貧困支援、3. 困窮者支援、4. 多様な人の働く場。
設立年（団体の設立年）	2016年7月
フードバンク活動の開始年	2016年7月
法人格の取得の有無	有
取扱品	加工食品（常温）、加工食品（冷蔵）、加工食品（冷凍）、農産物、水産物・畜産物など
提供の条件	賞味期限が2ヶ月以上残っているもの
提供先	児童養護施設、母子生活支援施設、シェルター、自立援助ホーム、更生支援施設、生活困窮者支援団体、個人支援、炊き出し、災害支援団体、学校外学習生活支援団体、子ども食堂等
2016年 食品取扱量	5トン
うち他のフードバンクからの提供量	1トン
2017年 食品取扱量	7トン
うち他のフードバンクからの提供量	2トン
2018年 食品取扱量	8トン
うち他のフードバンクからの提供量	1トン

No.10

団体正式名称	特定非営利活動法人フードバンク岩手
郵便番号	020-0887
住所	岩手県盛岡市上ノ橋町1-50 岩織ビル3-7
電話	019-654-3545
FAX	019-654-3545
メールアドレス	foodbankiwate@gmail.com
ホームページ URL	http://foodbankiwate.org
基本理念	この法人は、フードバンク事業・困窮者支援事業・就労継続、就労移行支援事業・社会参加促進事業などをを行うことで、社会的孤立や貧困、障害、病、災害、差別、環境などで困難な生活や将来に大きな不安を抱く人たちが、自らの自発的な意志と選択により、居場所や役割を享受でき、多様で、幸福を感じられる生活と社会的包摂の実現に寄与し、すべての人が健康で文化的な生活を営める社会の創造を目的とする。
設立年（団体の設立年）	2014年4月
フードバンク活動の開始年	2014年4月
法人格の取得の有無	有
取扱品	加工食品（常温）、農産物
提供の条件	賞味期限が1ヶ月以上残っているもの
提供先	児童養護施設、母子生活支援施設、シェルター、自立援助ホーム、更生支援施設、障害者施設、生活困窮者支援団体、個人支援、グループホーム、災害支援団体、学校外学習生活支援団体、子ども食堂等

2016年 食品取扱量	23トン
うち他のフードバンクからの提供量	1トン
2017年 食品取扱量	21トン
うち他のフードバンクからの提供量	0トン
2018年 食品取扱量	17トン
うち他のフードバンクからの提供量	0トン

No.11

団体正式名称	特定非営利活動法人いのちのパン
郵便番号	985-0831
住所	宮城県多賀城市笠神 2-11-45
電話	080-5552-5594
FAX	022-362-7497
メールアドレス	info@breadoflife.jp
ホームページ URL	http://www.breadoflife.jp
基本理念	この法人は、キリスト教精神に基づいて～明るく豊かな社会の実現に、寄与することを目的とする。
設立年（団体の設立年）	2015年4月
フードバンク活動の開始年	2012年
法人格の取得の有無	有
取扱品	加工食品（常温）、加工食品（冷蔵）、加工食品（冷凍）、農産物、水産物・畜産物など
提供の条件	賞味期限が1週間以内であっても、賞味期限までの日数が残っているもの
提供先	児童養護施設、障害者施設、生活困窮者支援団体、個人支援、炊き出し、災害支援団体、学校外学習生活支援団体、子ども食堂等
2016年 食品取扱量	—
うち他のフードバンクからの提供量	—
2017年 食品取扱量	—
うち他のフードバンクからの提供量	—
2018年 食品取扱量	—
うち他のフードバンクからの提供量	—

No.12

団体正式名称	コープ東北サンネット事業連合 コープフードバンク
郵便番号	981-3304
住所	宮城県富谷市ひより台 2-1-8
電話	080-5849-6315
FAX	022-358-0688
メールアドレス	sn.m32700rn@todock.coop
ホームページ URL	https://www.tohoku.coop/foodbank/index.html
基本理念	食品ロスの削減と、安心して暮らせる地域社会つくり。
設立年（団体の設立年）	2012年4月

フードバンク活動の開始年	2012年4月
法人格の取得の有無	有
取扱品	加工食品（常温）、加工食品（冷凍）、農産物、水産物・畜産物
提供の条件	賞味期限が3ヶ月以上残っているものなど
提供先	児童養護施設、母子生活支援施設、シェルター、自立援助ホーム、更生支援施設、障害者施設、生活困窮者支援団体、炊き出し、災害支援団体、学校外学習生活支援団体、子ども食堂等
2016年 食品取扱量	140トン
うち他のフードバンクからの提供量	0トン
2017年 食品取扱量	92トン
うち他のフードバンクからの提供量	0トン
2018年 食品取扱量	80トン
うち他のフードバンクからの提供量	0トン

No.13

団体正式名称	一般社団法人フードバンクいしのまき
郵便番号	986-0813
住所	宮城県石巻市駅前北通り4丁目10-26-3
電話	0225-98-5996
FAX	0225-98-5014
メールアドレス	ishinomaki.fb@gmail.com
ホームページ URL	http://foodbank-i.com
基本理念	フードセーフティーネットの構築と食品ロスの削減を目的とし、理想的な循環型社会の形成を図る
設立年（団体の設立年）	2018年3月
フードバンク活動の開始年	2018年3月
法人格の取得の有無	有
取扱品	加工食品（常温）・菓子 清涼飲料 米・乾麺類・調味料等
提供の条件	常温保存が可能で配布食品は未開封・未使用、賞味期限1カ月前
提供先	生活困窮者自立相談支援センター、社会福祉協議会、地域交流活動、子ども食堂
2016年 食品取扱量	—
うち他のフードバンクからの提供量	—
2017年 食品取扱量	—
うち他のフードバンクからの提供量	—
2018年 食品取扱量	5トン
うち他のフードバンクからの提供量	3トン

No.14

団体正式名称	特定非営利活動法人 ふうどばんく東北A G A I N
郵便番号	981-3341
住所	宮城県富谷市成田 8-1-1
電話	—
FAX	022-774-1410
メールアドレス	info@foodbank.or.jp
ホームページ URL	https://www.foodbank.or.jp
基本理念	「もったいない」を「ありがとう」の笑顔へ。
設立年（団体の設立年）	2008年11月
フードバンク活動の開始年	2008年11月
法人格の取得の有無	有
取扱品	加工食品（常温）、米など
提供の条件	賞味期限が1ヶ月以上残っているもの
提供先	児童養護施設、母子生活支援施設、シェルター、自立援助ホーム、更生支援施設、障害者施設、生活困窮者支援団体、個人支援、炊き出し、グループホーム、災害支援団体、子ども食堂等
2016年 食品取扱量	4トン
うち他のフードバンクからの提供量	1トン
2017年 食品取扱量	45トン
うち他のフードバンクからの提供量	3トン
2018年 食品取扱量	24トン
うち他のフードバンクからの提供量	2トン

No.15

団体正式名称	一般社団法人フードバンクあきた
郵便番号	011-0945
住所	秋田県秋田市土崎港西二丁目 3-24
電話	080-4519-6525
FAX	018-845-2868
メールアドレス	info@foodbankakita.com
ホームページ URL	http://foodbankakita.com
基本理念	「もったいない」から「ありがとう」。
設立年（団体の設立年）	2015年8月
フードバンク活動の開始年	2015年2月
法人格の取得の有無	有
取扱品	加工食品（常温）、農産物
提供の条件	賞味期限が1ヶ月以上残っているもの
提供先	児童養護施設、母子生活支援施設、自立援助ホーム、更生支援施設、障害者施設、生活困窮者支援団体、個人支援、災害支援団体、学校外学習生活支援団体、子ども食堂等
2016年 食品取扱量	—

うち他のフードバンクからの提供量	—
2017年 食品取扱量	—
うち他のフードバンクからの提供量	—
2018年 食品取扱量	—
うち他のフードバンクからの提供量	—

No.16

団体正式名称	特定非営利活動法人 フードバンク山形
郵便番号	992-0011
住所	山形県米沢市中田町 779-1
電話	0238-37-3282
FAX	0238-37-3282
メールアドレス	foodbankyamagata@gmail.com
ホームページ URL	https://hoodbankyamagata.jimdo.com
基本理念	“もったいない”を理念とし余剰食品を提供してもらい福祉施設・困きゅう者へ届ける、又社会的支援・災害支援活動など。
設立年（団体の設立年）	2011年8月
フードバンク活動の開始年	2011年
法人格の取得の有無	有
取扱品	加工食品（常温）、農産物など
提供の条件	賞味期限が1週間以内であっても、賞味期限までの日数が残っているもの
提供先	母子生活支援施設、シェルター、自立援助ホーム、障害者施設、生活困窮者支援団体、子ども食堂等
2016年 食品取扱量	17トン
うち他のフードバンクからの提供量	3トン
2017年 食品取扱量	15トン
うち他のフードバンクからの提供量	2トン
2018年 食品取扱量	18トン
うち他のフードバンクからの提供量	3トン

No.17

団体正式名称	やまがた福わたし（フードバンク山形中央）
郵便番号	999-0834
住所	山形県山形市清住町1-2-13-A101
電話	—
FAX	—
メールアドレス	info@fukuwatashi.com
ホームページ URL	https://fukuwatashi.com
基本理念	食のセーフティネットとして、様々な理由で食の支援を必要とする方を支援する事を目的とする。

設立年（団体の設立年）	2016年10月
フードバンク活動の開始年	2016年10月
法人格の取得の有無	無
取扱品	加工食品（常温）、加工食品（冷蔵）、加工食品（冷凍）、農産物など
提供の条件	賞味期限が1ヶ月以上残っているもの
提供先	生活困窮者支援団体、個人支援、老人施設、学校外学習生活支援団体、子ども食堂等
2016年 食品取扱量	—
うち他のフードバンクからの提供量	—
2017年 食品取扱量	—
うち他のフードバンクからの提供量	—
2018年 食品取扱量	—
うち他のフードバンクからの提供量	—

No.18

団体正式名称	社会福祉法人郡山市社会福祉協議会
郵便番号	963-8024
住所	福島県郡山市朝日1-29-9
電話	024-932-5311
FAX	024-932-6768
メールアドレス	k-shakyo-f@violin.ocn.ne.jp
ホームページURL	http://www.koriyama-shakyo.jp/
基本理念	地域福祉の推進。
設立年（団体の設立年）	1948年5月
フードバンク活動の開始年	2016年10月
法人格の取得の有無	有
取扱品	加工食品（常温）、農産物
提供の条件	賞味期限が1ヶ月以上残っているもの
提供先	個人支援
2016年 食品取扱量	—
うち他のフードバンクからの提供量	—
2017年 食品取扱量	—
うち他のフードバンクからの提供量	—
2018年 食品取扱量	—
うち他のフードバンクからの提供量	—

No.19

団体正式名称	特定非営利活動法人 ザ・ピープル
郵便番号	971-8168
住所	福島県いわき市小名浜君ヶ塚町13-6
電話	090-4558-0719

FAX	0246-92-4298
メールアドレス	the-people@email.plala.or.jp
ホームページ URL	http://npo-thepeople.com/
基本理念	この法人は、自分たちが住むまちの問題を、自分たち自身が考え、その解決のため主体的に行動する。そうした住民の存在がこれからの地域を支える基盤であると考え「住民主体のまちづくり」を進めることを大きな活動の目的とする。
設立年（団体の設立年）	1990年12月
フードバンク活動の開始年	2018年5月
法人格の取得の有無	有
取扱品	加工食品（常温）
提供の条件	賞味期限が1ヶ月以上残っているもの
提供先	児童養護施設、母子生活支援施設、障害者施設、生活困窮者支援団体、子ども食堂等
2016年 食品取扱量	
うち他のフードバンクからの提供量	
2017年 食品取扱量	
うち他のフードバンクからの提供量	
2018年 食品取扱量	1トン
うち他のフードバンクからの提供量	0トン

No.20

団体正式名称	特定非営利活動法人 FUKUSHIMAいのちの水
郵便番号	963-0107
住所	福島県郡山市安積1-3-5
電話	090-7079-5011
FAX	024-983-1838
メールアドレス	fukushimainochinomizu@gmail.com
ホームページ URL	fukushimainochinomizu.com
基本理念	「ひとりの子のいのちを救うために」というキャッチフレーズのもと、危機の中にいる弱者（子供）のいのちを守ること。
設立年（団体の設立年）	2011年12月
フードバンク活動の開始年	2011年5月
法人格の取得の有無	有
取扱品	加工食品（常温）、加工食品（冷蔵）、加工食品（冷凍）、米など
提供の条件	賞味期限が3ヶ月以上残っているもの
提供先	児童養護施設、母子生活支援施設、シェルター、生活困窮者支援団体、個人支援、炊き出し、災害支援団体、学校外学習生活支援団体、子ども食堂等
2016年 食品取扱量	1,152トン
うち他のフードバンクからの提供量	806トン
2017年 食品取扱量	1,152トン

うち他のフードバンクからの提供量	806 トン
2018年 食品取扱量	1,152 トン
うち他のフードバンクからの提供量	806 トン

No.21

団体正式名称	特定非営利活動法人 福島やさい畑～復興プロジェクト
郵便番号	964-906
住所	福島県二本松市若宮 1-370
電話	0243-24-7444
FAX	0243-24-7444
メールアドレス	yasaiabatake2012@gmail.com
ホームページ URL	http://fukushimayasaibatake.web.fc2.com
基本理念	東日本大震災から9月め、被災者は仮設から復興住宅等へ移転されましたが、故郷へ戻れる状態ではないために、いまだ生活が宙ぶらりで将来に希望を見出すことができない人が多くおられます。日本の貧困層は15.6%と発表されましたが、福島ではもっと多くなっています。この現実を踏まえ、皆様からのご協力を得ながら「一人の困窮者もない社会」を目指していきたいと思います。
設立年（団体の設立年）	2013年4月
フードバンク活動の開始年	2017年12月
法人格の取得の有無	有
取扱品	加工食品（常温）、農産物
提供の条件	賞味期限が1ヶ月以上残っているもの
提供先	児童養護施設、障害者施設、個人支援、炊き出し、子ども食堂等
2016年 食品取扱量	
うち他のフードバンクからの提供量	
2017年 食品取扱量	
うち他のフードバンクからの提供量	
2018年 食品取扱量	5 トン
うち他のフードバンクからの提供量	2 トン

No.22

団体正式名称	NPO法人フードバンク茨城
郵便番号	300-1221
住所	茨城県牛久市牛久町 1024-1 パルシステム茨城栃木うしくセンター内
電話	080-3545-4335
FAX	029-874-3001
メールアドレス	fb.ibaraki@gmail.com
ホームページ URL	http://sites.google.com/site/fbibaraki/
基本理念	食べられるのに捨てられる食品を回収して（御寄付頂いて）、食を必要としている人たちを支援している非営利の施設、団体に無償で提供する。

設立年（団体の設立年）	2011年3月
フードバンク活動の開始年	2011年3月
法人格の取得の有無	有
取扱品	加工食品（常温）、農産物など
提供の条件	賞味期限が2ヶ月以上残っているもの
提供先	児童養護施設、母子生活支援施設、シェルター、自立援助ホーム、更生支援施設、障害者施設、生活困窮者支援団体、個人支援、炊き出し、老人施設、グループホーム、災害支援団体、学校外学習生活支援団体、子ども食堂等
2016年 食品取扱量	83トン
うち他のフードバンクからの提供量	0トン
2017年 食品取扱量	114トン
うち他のフードバンクからの提供量	0トン
2018年 食品取扱量	109トン
うち他のフードバンクからの提供量	0トン

No.23

団体正式名称	鹿沼市社会福祉協議会 地域福祉課 権利擁護係 フードバンクかぬま
郵便番号	322-0043
住所	栃木県鹿沼市 931-1
電話	0289-65-5191
FAX	0289-62-9361
メールアドレス	kashakyou@kanuma-shakyo.or.jp
ホームページ URL	http://kanuma-shakyo.or.jp
基本理念	地域福祉の推進。
設立年（団体の設立年）	1968年
フードバンク活動の開始年	2015年
法人格の取得の有無	有
取扱品	加工食品（常温）
提供の条件	賞味期限が1ヶ月以上残っているもの
提供先	個人支援、子ども食堂
2016年 食品取扱量	—
うち他のフードバンクからの提供量	—
2017年 食品取扱量	—
うち他のフードバンクからの提供量	—
2018年 食品取扱量	—
うち他のフードバンクからの提供量	—

No.24

団体正式名称	社会福祉法人 三松会 フルーツガーデンフードバンクさの
郵便番号	327-0806
住所	栃木県佐野市犬伏上町 2798 番地
電話	0283-86-9515
FAX	0283-86-9516
メールアドレス	fruitgarden@road.ocn.ne.jp
ホームページ URL	fruitgarden.jp
基本理念	①個人の尊厳を守り利用者の意向を十分に尊重し、生きることへの感謝をもっていただけるよう、慈悲のこころで支援します。②地域における福祉の拠点を目指します。
設立年（団体の設立年）	2017年12月
フードバンク活動の開始年	2018年4月
法人格の取得の有無	有
取扱品	加工食品（常温）、農産物など
提供の条件	賞味期限が1ヶ月以上残っているもの
提供先	個人支援等
2016年 食品取扱量	0トン
うち他のフードバンクからの提供量	0トン
2017年 食品取扱量	0トン
うち他のフードバンクからの提供量	0トン
2018年 食品取扱量	2トン
うち他のフードバンクからの提供量	2トン

No.25

団体正式名称	とちぎボランティアネットワーク、フードバンク宇都宮。
郵便番号	320-0027
住所	栃木県宇都宮市塙田2-5-1 共生ビル3階
電話	028-622-0021
FAX	028-623-6036
メールアドレス	info@tochigivnet.jp
ホームページ URL	—
基本理念	栃木県内に住む人の自発的な社会活動を促進し、ボランティアの仲間とともに、創意工夫のあふれる郷土をつくる。
設立年（団体の設立年）	1995年12月
フードバンク活動の開始年	2011年4月
法人格の取得の有無	有
取扱品	加工食品（常温）、農産物
提供の条件	賞味期限が1ヶ月以上残っているもの
提供先	児童養護施設、自立援助ホーム、障害者施設、個人支援、老人施設、子ども食堂等
2016年 食品取扱量	13トン
うち他のフードバンクからの提供量	1トン

2017年 食品取扱量	13トン
うち他のフードバンクからの提供量	1トン
2018年 食品取扱量	16トン
うち他のフードバンクからの提供量	2トン

No.26

団体正式名称	N P O 法人フードバンクさの
郵便番号	327-0806
住所	栃木県佐野市犬伏上町 2798 番地
電話	0283-86-9515
FAX	0283-86-9516
メールアドレス	fruitgarden@road.con.ne.jp
ホームページ URL	http://fruitgarden.jp
基本理念	・個人の尊厳を守り、利用者の意向を十分に尊重し、生きることへの感謝をもっていただけるよう、慈悲のこころで支援します。 ・地域における福祉の拠点を目指します。
設立年（団体の設立年）	2018年12月
フードバンク活動の開始年	2019年9月
法人格の取得の有無	有
取扱品	加工食品（常温）、農産物など
提供の条件	賞味期限が1ヶ月以上残っているもの
提供先	障害者施設、個人支援、災害支援団体等
2016年 食品取扱量	うち他のフードバンクからの提供量
2017年 食品取扱量	
2018年 食品取扱量	0トン
うち他のフードバンクからの提供量	2トン

No.27

団体正式名称	特定非営利活動法人 フードバンクとちぎ
郵便番号	323-0822
住所	栃木県小山市駿南町 1-12-32
電話	080-1098-0097
FAX	0285-27-2788
メールアドレス	foodbanktochig@gmail.com
ホームページ URL	—
基本理念	誰でも必要な時に食べ物を得ることができ、全ての人が安心して暮らせる社会の実現に貢献したと考えています。
設立年（団体の設立年）	2013年1月
フードバンク活動の開始年	2013年1月
法人格の取得の有無	有

取扱品	加工食品（常温）、加工食品（冷蔵）、加工食品（冷凍）、農産物
提供の条件	賞味期限が3ヶ月以上残っているもの
提供先	児童養護施設、自立援助ホーム、障害者施設、生活困窮者支援団体等
2016年 食品取扱量	—
うち他のフードバンクからの提供量	—
2017年 食品取扱量	—
うち他のフードバンクからの提供量	—
2018年 食品取扱量	—
うち他のフードバンクからの提供量	—

No.28

団体正式名称	フードバンク道の駅思川
郵便番号	323-0065
住所	栃木県小山市大字下国府塚 25 番地 1
電話	0285-38-2551
FAX	0285-38-0240
メールアドレス	shop@michinoekiomoigawa.co.jp
ホームページ URL	http://www.michinoekiomoigawa.co.jp/
基本理念	貧困撲滅と食材の有効利用、フードロスの軽減。
設立年（団体の設立年）	2016年 12月
フードバンク活動の開始年	2016年 12月
法人格の取得の有無	無
取扱品	農産物
提供の条件	主に農産物を扱っており、傷みの程度により判断
提供先	生活困窮者支援団体、子ども食堂等
2016年 食品取扱量	—
うち他のフードバンクからの提供量	—
2017年 食品取扱量	—
うち他のフードバンクからの提供量	—
2018年 食品取扱量	—
うち他のフードバンクからの提供量	—

No.29

団体正式名称	太田市社会支援課 フードバンクおおた
郵便番号	373-0025
住所	群馬県太田市熊野町 2 番 8 号
電話	0276-25-0611
FAX	0276-55-6260
メールアドレス	foodbankota@sunfield.ne.jp
ホームページ URL	http://www.city.ota.gunma.jp/005gyosei/0070-006kenko-shakai/foodbank.html

基本理念	食べられるにもかかわらず処分されてしまう食品等を、企業や個人等から寄贈・提供を受け、生活困窮のため支援を必要としている人に適切に配布し、地域の仕組みとして確立させ、相互扶助の社会づくりを目指す。
設立年（団体の設立年）	2016年3月
フードバンク活動の開始年	2016年3月
法人格の取得の有無	有
取扱品	加工食品（常温）、長期保存可能な菓子パンなど
提供の条件	賞味期限が2ヶ月以上残っているもの
提供先	児童養護施設、障害者施設、個人支援、子ども食堂等
2016年 食品取扱量	6トン
うち他のフードバンクからの提供量	2トン
2017年 食品取扱量	7トン
うち他のフードバンクからの提供量	1トン
2018年 食品取扱量	7トン
うち他のフードバンクからの提供量	1トン

No.30

団体正式名称	一般社団法人中央ライフ・サポートセンター
郵便番号	371-0007
住所	群馬県前橋市上泉町1852番地5
電話	027-269-2501
FAX	027-269-2593
メールアドレス	clsc.rd@gmail.com
ホームページURL	http://clsc.web.fc2.com/
基本理念	廃棄やリサイクルされている商品を、本業を通じた社会貢献活動として「いわゆる社会的弱者」の支援活動等に提供していただき、社会的課題を解決して「五方よし」（自分よし、相手よし、社会よし、孫子よし、地球よし）を実現。「福祉と食品の有効活用をこっそりささえる」
設立年（団体の設立年）	2010年4月
フードバンク活動の開始年	2018年7月
法人格の取得の有無	有
取扱品	加工食品（常温）、加工食品（冷蔵）、加工食品（冷凍）、農産物、水産物・畜産物
提供の条件	賞味期限が1ヶ月以上残っているもの
提供先	児童養護施設、母子生活支援施設、自立援助ホーム、更生支援施設、障害者施設、生活困窮者支援団体、老人施設、グループホーム、学校外学習生活支援団体、子ども食堂等
2016年 食品取扱量	
うち他のフードバンクからの提供量	
2017年 食品取扱量	
うち他のフードバンクからの提供量	
2018年 食品取扱量	
うち他のフードバンクからの提供量	